

9月11日（第2日）

9月11日(木)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	塚田 秀也	総務部長	土手 三生
企画部長	山本 修司	市民生活部長	山田 淳
福祉保健部長	島津 慎二	産業部長	沼田 英士
土木建築部長	箱田 伸洋	会計管理者	久保岡ゆかり
教育次長	渡辺 高久	危機管理監	岡野 数正
消防長	小林 勉	企業局長	前 政司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平井 和則
議会事務局次長	志茂 典幸

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第5号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第3	報告第6号	専決処分の報告について(和解について)
日程第4	報告第7号	平成25年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告について
日程第5	報告第8号	平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第6	同意第2号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第7	承認第4号	専決処分の報告と承認について(市道の路線変更につ

- いて)
- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 8 | 議案第 5 7 号 | 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について |
| 日程第 9 | 議案第 5 8 号 | 江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 9 号 | 江田島市保育の必要性の認定に関する条例案について |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 0 号 | 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 1 号 | 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 2 号 | 江田島市コミュニティホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 3 号 | 江田島市税条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 4 号 | 江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 5 号 | 江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 6 号 | 広島県収入証紙購入基金条例を廃止する条例案について |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 7 号 | 土地改良事業計画の変更について |

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（山根啓志君） ただいまの出席議員は 18 名です。

定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 3 回江田島市議会定例会 2 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（山根啓志君） 日程第 1、「一般質問」を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告の順に行います。

7 番 上松英邦議員の発言を許します。

○7 番（上松英邦君） 傍聴者の皆様、おはようございます。

昨日に引き続き、大変お疲れさまです。

7 番議員の上松英邦です。

通告に従い、児童生徒の携帯電話（スマートフォンを含む）・インターネットの利用について、一般質問をいたします。

携帯電話やスマートフォン等の急速な普及により、児童生徒の生活習慣が崩れたり、ネット上のいじめや犯罪に巻き込まれるトラブルが多数発生しています。

携帯電話やスマートフォン等の利用をめぐるっては、ネットいじめの問題やネット依存の問題など、児童生徒の人間関係づくりや、生活スタイルの面にも大きな影響を与えることが危惧されます。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

一つ、小中学生の携帯電話スマートフォンの所有率は。

二つ、携帯電話、スマートフォン、インターネットに関する授業をしているか。

三つ、ネット依存による健康障害は。

四つ、ライン、メールの使用などでいじめなどのトラブルがないか、お伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） 「携帯電話、スマートフォン及びインターネットの利用について」のお尋ねでございます。

まず、1 点目の「小・中学生の携帯電話、スマートフォンの所有率について」でございます。

本市として、独自の所有率調査は行っておりませんが、内閣府が平成 25 年に行った抽出調査によりますと、携帯電話・スマートフォンの所有率は、小学生が 36.6%、中学生が 51.9%と報告をされております。

また、文部科学省が小学6年生と中学3年生を対象に行った全国学力・学習状況調査によりますと、今年度は江田島市の小学校6年生の53.5%、中学校3年生の64.9%が携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしているという結果が出ております。

2点目の、「携帯電話スマートフォン及びインターネットに関する授業について」でございます。

各学校では、情報教育として、情報モラルを扱う授業を各教科等の時間に行っております。

例えば、道徳の授業では、節度を考え生活のリズムを崩さないことや、相手の気持ちを考えてメールを送ることなどについて、また、中学校の技術・家庭科では、情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守、危険の回避などについて、指導を行っております。

また、学校によっては、江田島警察署と連携して、LINEなどによるトラブルや被害の実態を交えてマナーやトラブル防止について、児童生徒や保護者に講話をしていただくなどの取り組みを行っております。

3点目の「ネット依存による健康障害について」でございます。

本市では、児童生徒が重大な健康障害になったという事案はありませんが、携帯電話を夜遅くまで使用して、睡眠時間が短くなったり、朝起きられなくなったりするという生徒もいると聞いております。

4点目の「LINE、メールの使用でのいじめなどのトラブルについて」でございます。

今年度は、LINE関係のトラブルが小学校で1件、中学校で7件ございました。この事案は、LINEにうその情報や他の生徒の悪口を書き込んだことなどが原因でトラブルになったもので、学校が関係児童生徒から事情を聞き、保護者と連携しながら指導を行ったところでございます。

議員御指摘のように、携帯電話、スマートフォン及びインターネットという新たな情報機器の普及により、人間関係のトラブルが発生したり、健康を害するような状況が生まれたりしておりますので、教育委員会といたしましては、情報モラルに関わる指導の充実を図るよう学校に指導するとともに、今後は、保護者への啓発についても、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 7番 上松議員。

○7番（上松英邦君） 今の子供たちはですね、生まれたときからもう、パソコンやインターネット、携帯電話が使えるような環境で育ってます。

それに比べるとですね、この議場における大人たちはですね、アナログの時代に育っているの、なかなかついていくのが難しいいうんが、現実ではないでしょうか。

フェイスブックとかツイッター、ブログなどいろんなツールが氾濫してます。

特に最近爆発的に増えているスマートフォン、携帯とパソコンが一緒になってるものですが、ここでいったい何人の人が持ってるのでしょうか。

恐らく議員の中でも半分も持ってないんじゃないかなと思いますし、多分そちらへ座ってる執行部の方も、市長や副市長は昔のガラケー言うんですかね、もうそういう感じ。

もう教育長は、恐らくスマートフォンで、その後の次長は多分、昔のガラケーじゃないかと思うんですけど、もうそういう状況です。で一応、僕もですね、もう1年ぐらい前から持つとるんですが、なかなか使い勝手がよくわからんというのが実情で、子供に聞いたりして、子供にもうるさいねと言われながら、何とか使っている状況です。

この便利でですね、使い勝手がいいものを上手に使えばいいんですが、間違った使い方をするると犯罪に巻き込まれる可能性があると思います。

昨年6月、呉の灰ヶ峰のですね、少女殺人事件は、スマホのLINEでの悪口が原因でした。

最近では、LINEの問題は多くのメディアで取り上げられています。NHKのですね、おはよう日本とか、クローズアップ現代ですかね、あれでも取り上げられています。

子供たちはネットの危険性に無防備です。

大きな事件に発展する前に、子供を守っていききたいということを願って再質問をさせていただきます。

まず、最初のアンケート、所有率ですよ。今小学校6年生で53.5%、中学3年生64.9%いうたら、思った以上に多くの子供さんが持っていると思います。

これ実際、子供さんが持ってなくても、多分親のスマホ使ったりとか、いうんがあったりするから、まだこれ以上の比率になるんじゃないかと思います。

そこでですね、一応最初にお願いしたいのは、実態調査ですよ。いかに、子供さんが持つとるんは持つとって、その中身ですよ。実際どういうことで使ってるんかいうのも、やっぱり知っとかんといけんと思うんですよ。

例えば、大竹市が玖波中学校ですか、あそこは道徳教育の推進校で、今は推進校じゃないと思うんですが、去年かおとしですね、携帯電話に関するアンケート調査をしています。それは、11項目から成り立っておるんですけど。

自分専用の携帯電話を持っていますか、から始まって、携帯電話やインターネットで不愉快な思いをしたり、犯罪に巻き込まれそうになったと感じたことがありますか、もしあれば内容を詳しく教えてください、という計11項目の質問がされております。

その中身を見さしてもらったですね、携帯の使用目的は、友達とのメール交換、家族とのメール交換、あとゲームとかですね。そういう内容を書かれています。

使用時間も、例えば1時間以上するかとか、毎日1時間以内とか1時間以上するかとか、時々するかとかいう内容が書かれています。

そういうアンケートをすることによってですね、実際今の子供たちが、どのような使い方をしているかいうんがよくわかると思うんですよ。

ほいで、その中で何時間もする子がおったら、それが多分ネット依存の危険性にも関わるし、でゲームばかりしよったら、例えば、ゲームなんかでも課金の問題いうて、僕らも時々無料ゲームしよったら、途中で、何かゲームアウトになるんですよ。

ほいで、次進もうと思うたら、コインか何か買わんにやいけんようなっとなですよ。

ほいで、そのコインを買うのにならクレジット機能でお金を振り込むような感じになって、多分子供が最初、クレジット機能の、お父さんか何かの口座を教えるもろうたら、もうそれ次から次へしよったら、もうお金が何万もかさむとかいう事例も出てきますから、まず実態調査をしたらどうかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） スマートフォンの所有についての実態調査のことでございますが、現在のところ、携帯電話、スマートフォンの所有の有無についての調査を実施する予定はございません。

内閣府の調査、全国学力学習状況調査の結果で大まかな傾向がわかりますので、所有だけについての調査は、独自の調査は行う予定がないということでございます。

それとアンケートの話でございますが、アンケートについては、いじめの関係のアンケートを実施しておるものがありますのでその中で、追加するなどのことを検討してまいりたいと考えております。

それと先ほどの資料の中身の話でございますが、全国学力学習調査でやられている中身ですが、先ほどの数字、53.5%、64.9%、江田島市分ですが、これは、使用について調べておりますので、親の物を使っているものも含まれていると思っております。

それと、中身ですがこの数字は、スマートフォンで通話やメール、インターネットをしますかという設問でありますので、ゲームをしたりする時間は除いた数字でございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 7番 上松議員。

○7番（上松英邦君） そういうのも含めてですね、とにかく今子供がどういう感じで使っているかという実態調査をですね。

ぜひしてもらって、多分僕らが思うとる以上にいろいろなことに時間を費やしてると思うんですよ。

それは、ぜひやっていただければと思います。

ほいで次のですね、学校で授業してるかということなんですが、今の小学校では、総合的な学習の時間とか、社会科とかでしてると思います。

で中学では、技術・家庭科でインターネットを使った授業してると思いますが、多分なかなかそれは、携帯電話とかインターネットの活用における危険性やリスクまではなかなか先生方もですね、なかなか教えることは難しいと思います。

そこで、専門知識を持っているような先生にですね、ぜひ来ていただけてもらって、講演してもらってはと思うんですが、そのような考えはあるかどうかお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 講師の話であると思いますが、現在あの小学校で3校、中学校は4校で警察署の職員からメールやLINEなどについても、講話を実施、あるいは予定しております。

警察以外の団体による講話については、3校ほどが本年度予定をしております。

ドコモCS中国、広島市メディア協議会、NTTコミュニケーションズなどの方に講師を、それぞれの学校でお願いして、やっているところでございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 7番 上松議員。

○7番（上松英邦君） それは、多分各学校ですすね、切串小学校じゃったら、e-ネット安心講座いうのを、この3年間実施しているように聞いております。

文部科学省とか、総務省の支援を受けて、無料で講師を派遣しているというのが、3年前からそういう講師を派遣してもらって授業をしてもらってますね。

今、各学校もそれぞれ取り組みしてるようなんですが、たぶんそうすると、その先生方いうのは、僕も去年ちょっと行かしてもらったんですけど、NTTを定年退職になったような先生方が来てから、もう指導しよるということは、なかなか今の例えばLINEとか何かそういう細かいことは具体的なこともわかりにくいと思うんですよね。

それで、1番最初に言いましたようにぜひ専門的な、まず、ネットは危ないんじゃない、こがいなことしちゃいけないというような専門的な先生に来てもらって、講演してもらうようなそういう具体的なことは、考えとってないですかね。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 今年度、専門的な方に来ていただくということを検討しているところでございます。

今後、児童生徒への指導及び保護者への啓発などについて、関係機関等と連携し、講演等の実施を進めるよう学校に対して、指導助言を行ってまいりたいと思っております。

専門的なことにの部分についてもいろいろお聞きしとるものもございますので、その辺を含めて、今年度内にできるかと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 7番 上松議員。

○7番（上松英邦君） それはもうぜひですすね、実現してほしいと思います。

それと後、僕がいつも感じて思うのは、どうしてもスマホの達人いうたら、やっぱり大学生とか高校生だろう思うんですよ。

ほいで、ここも県立大学とか、大柿高校ありますよね。そういう生徒に来てもらって、実体験を話してもらいうんも一つ、いい方法じゃないかと思うんですよ。

やっぱりお兄さんとかお姉ちゃん感覚で、すごく子供らも年も近いし、聞く耳を持ってからほんまに自分らがこういうことしたら危ないよ、こういうことしたらいけないよというようなことを、お兄ちゃん、大柿高校の生徒会あたりでも頼んですすね、そういうのを子供らに、どういうんか、いけんよ、これは危ないよとかいう話はね、すごく僕はいいと思うんですよ。そういう自分の体験を話するのは、で、それもやっぱり中学校とも交流にもなりますからね。

ぜひこの分もね、教育長、考えてみてください。お願いいたします。

次のインターネットの依存のことについてですが、インターネット依存症とは、イ

インターネットのメールやチャットといったコミュニケーションツールに極度にはまり込んでしまう症状のことで、テクノ依存症と呼ばれるストレスの一種です。

テクノ依存症というたらコンピューターとだけ付き合ってきたために、人間のコミュニケーションがとれなくなった状態を言うそうです。毎日のように、インターネットを楽しんでいるうちにだんだんとインターネットにはまってしまい、家にいるときは、インターネットをするため、何時間もパソコンに向かうようになります。

そして食事や睡眠、人との付き合いに充てる時間までネットに費やし、朝方までネットにはまり込むため、睡眠不足になったり、イライラ感、無気力感、気分の落ち込みなどを感じるようになります。ひどくなると、適応障害を起こして学校に遅刻をしたり、欠席したりという大きな問題も出てきます。日常生活に支障を来すようになるケースも少なくないそうです。しかも、インターネット依存症に陥っている本人のほとんどは自覚症状がなく、自分自身は正常で、何の問題もないと思っています。

多くの場合、家族など周囲にいる人が、本人の普段の様子と比較して異常を感じて、心療内科などに連れて行き、初めて発覚するケースが多いそうです。

先ほど質問したときは、そういうような子供はいないような感じでしたけど、実際もうをそれになりかけてる子供随分おると思うんで、そういうための、さっき何回も言うけど実態調査は必要と思います。

まず学校でですね、ネット依存が健康にどのような悪影響を与えるかを指導しているのか、と学校と保護者がそういうことについて話し合っているのかをお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） ネット依存症のことですが、先ほど、教育長の答弁にもございましたが、依存症とまでは言えないと思いますが、影響の出ている児童生徒がいます。

使い方によって、児童生徒が生活のリズムを崩したり、学校生活に影響を与えることなどから、使用時間を考えるよう、児童生徒を指導しておるところでございます。

また、家庭でのルールづくりなど、保護者に啓発していく必要があると考えております。

学校現場では、教職員がそういうところに、子供たちに目を配って少し様子がおかしいということがあれば、教師の方から話を聞きに行くとかいろんなことをやっておるということでございます。

ネット依存が、健康にどのような悪影響の話でございますが、指導の話ですが、ネット依存そのものについての、そのものについての授業はないと思いますが、中学校の保健体育の休養、睡眠、健康などの授業で疲労とストレスの影響や十分な睡眠をとることの重要性については指導しております。

保護者との話でございますが、それぞれそういう状況が個々で見られたときには、教職員が児童生徒の状況を把握した上で、保護者と連携して対応しているところがございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 7番 上松議員。

○7番（上松英邦君） とにかく、僕ら大人もそうですけども、ずっとネットなんか見よったら、もう夜の時間を忘れるぐらいずっとはまり込んでしまって、特に、子供もそういう子が多いじゃないか思うんですよ。

で、どうしても寝不足になったり、朝起きにくくなったならそれが不登校とか、そういう感じにもなると思いますんで、ぜひこういうところも力を入れて、本来なら家庭でこういうことせんにゃいけないのですが、なかなか家庭でですね、今するのが難しいいう現状もありますんで、ぜひ学校とまたその保護者とかで、そういうことをタイアップして、こういう悪影響があるんじゃないかというように、ぜひ教えていってもらいたいと思います。

最後にですね、いじめに関するんですが、今いじめに関するニュースは後を絶ちません。

最近増加しているのが、ネットいじめです。

中でも、スマートフォン向けのアプリケーション、LINEでのいじめが多数報告されるようになりました。

LINEでは相手がメッセージを読んだことがわかる、既読表示があります。

これ、多分LINEしとる方わかりますけど、普通の携帯じゃったらメールしても、相手を読んだかどうかわからんんですよ。

じゃが、LINEでメールをしたら、相手を読んだらすぐ既読いうんが出てくるわけです。

その既読いうんになりゃ、相手を読んできたのかいうんがわかるんで、例えば何か災害があったときに、あんた大丈夫かいうた時に大丈夫よ、いうたらそういうので安心できるいうんが、大体本来の使い方と思うんですが、今間違っただんなんな使い方があるような感じがあります。

そういう既読表示があります。

で、既読なのに返事をしないと既読無視、よくテレビでも報道されますが、既読スルーと言われて、仲間外れにされるという、小中学校にも急速に普及しつつあるスマートフォンは、以前より簡単にネットにアクセスできるようになりました。

ネットいじめの問題が広がっています。

加害者から見れば、気軽に少ない労力で相手に大きなダメージを与えられますから、ネットは最適のいじめのツールといえるのです。

スマホアプリのLINEを使った既読無視から始まる仲間外れでは、塾の授業中に、わざと狙って友達同士のグループチャット、これは友達同士でグループをつくってする、同じクラブ活動の子とか、仲のいい子供とか、そういうのがグループチャットというらしいですけど、盛り上げておいて、既読無視したから絶交ねと言って、その子をグループから外すといったケースもあります。

そのため四六時中、携帯やスマホを手放せなくなる即レス症候群に陥る子供もよく見られます。

即レスいうたら、何かレスポンド、返答、応対するすぐ返答、応対せんにゃいけん

いうことらしいです。いうんが今、いじめの中そういうのがあったりします。

いじめが、先ほど小学校で1件、中学校で7件ということですが、その後の対応はですね、もう学校とか保護者と連携しながら、教育委員会はやっていると思います。

それで、いじめに入る前の、例えばどういうんか子供が、いじめが出てくる場合はいいですけど、たぶんネットなんかじゃったら、なかなか出にくいと思うんですね。

そういうこのいじめいうことが。

それで、そのためにもですね、いろんなことが学校としても取り組みが必要と思うんですが、まずいじめのアンケートですよ。

それは、年に何回ぐらいしとるもんか、極端な言い方したら、まあ毎月してもええと思うんですよ、じゃが今は毎学期ぐらいしよるもんか、1年に1回ぐらいしよるもんか、で僕も前の委員会の時言ったんですけど、いじめ調査するとき、学校で書かしたらなかなか、隣でおまえ何書きよんや、はよ出せやということになりますから。

いったん家に持ち帰って、家で書いて、朝持ってくるとか、お願いしたんですけど、その辺のことはどうなってるかちょっと教えてください。

アンケートを実施しとるんか、年にどのくらいしとるんか。

お願いします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） いじめのアンケートの件でございますが、現在、各学校になるとは思います、3回ほど実施しております。

これの中には、携帯電話に関する項目も一部入っております。

先ほど質問にございました所有に関する調査やそのトラブルを問う項目を新たに新設し、アンケート調査を実施することを検討してまいりたいと考えております。

アンケートの実施のことですが、委員会でも、御指摘がありましたので、アンケートについては、家庭に持って帰って書いていただくようにということを学校に指導しております。

で、あとアンケートを児童用、保護者用ということでLINEなどによるトラブルについても、アンケートの項目の中に、追加で入れさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 7番 上松議員。

○7番（上松英邦君） ぜひですね、そういうのを利用してですね、子供がいかにか、早期発見ですよ。いうのをお願いしたいと思いますが、それ以外にもですね、子供はなかなか学校に言いにくいとかいうんがあったりするんで、例えばいろいろちょっと調べてみよったら、東広島などではですね、子供悩み相談員の養成講座いうのを10月から始めるようです。これは、NPO法人のひろしまチャイルドラインとかいうところが主催してするらしいですけど、学校とは関係なしに、そういう子供悩み相談員みたいな人が別におったらですね。それ、電話も何かかけやすいんじゃないかと思うんですよ、そういう相談。

学校でも、どうしてもいじめ協議会が中にありますけど、学校の中であつたら、な

かなか子供も言いにくいとか、保護者も言いにくいというんがあると思いますから、こういうのも一つの方法でしたらいいと思います。

それとあと、学校の中に目安箱的なものを置いたりするんも一つの方法じゃろうし、大竹中学校のホームページを見さしてもらったらですね、ホームページ開いたもう瞬間から、もう1面の画面にですね、携帯電話から子供を守る週間というのがありますて、もうそれをクリックしましたらですね、すべて悩み相談するこの電話番号とかですね、携帯に関するルールとかマナーとかですね、そういうのが見れるようになってます。

大竹中学のホームページは。

ぜひ江田島市内のですね、中学校もホームページを開いて、もうそういうんがすぐわかるような感じ、ネットはどがいなとかいうな感じにしてもらったら、また随分違うと思うんですが、そういうことも考えて、とにかくもう早期発見、いじめに関してはですね。

で、何回も同じことを言いますが、今とにかく実態調査をしてもらって、専門の先生とにかく来てもらって、ネットは、ほんとに危ないんじゃない、いう感じのことを話してもらって、最後は皆さんで、僕らも勉強させて見守るということなんですが、教育長、今までの話の流れでどのようにお考えでしょうか。

お願いいたします。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） はい、お答えいたします。

教育委員会といたしましては、先ほど議員さん言われましたように、携帯電話、スマートフォンによるトラブルから子供を守って、大きな事件に発展しないように、これからさまざまな取り組みをやっていきたいと考えております。

先ほど次長が答えましたように、専門家による講演会、これ学校でもやっておりますけども、今度は教育委員会主催でやることも、今検討しております。

それからいじめのアンケートを年に3回、1学期に1回ですね、1回ずつやっておりますのでその中身を見直して、そのスマホ、携帯の所有を調べたり、どういった被害に遭っているかいうところもですね、加えて、また見直してやってみるということも考えております。

また、相談先ですね、教育委員会で当然窓口、1回広報に出したんですけども、広報ではちょっと伝わっておりませんので、そこら辺ホームページの方にも出したり、そして、学校のホームページ、今体罰セクシャルハラスメント相談窓口というのもありますけども、当然、いじめの相談窓口というところもあわせて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 7番 上松議員。

○7番（上松英邦君） このネットはですね、僕たちもわからんともようけあるし、保護者もわからないこともようけあるし、先生方も特に僕らぐらいの年代の先生もですね、ちょっとわかりにくいところがあると思うんで、とにかくみんなが、このネットの危険性について勉強してですね、子供がとにかく大きな事件に発展する前に、子供を守っ

てあげたいことをとにかく願っておりますので、そういうことを考えて、よろしく指導の方もお願いいたします。

○7番（上松英邦君）　これで、一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（山根啓志君）　以上で、7番　上松議員の一般質問を終わります。

次に、5番　花野伸二議員の発言を許します。

○5番（花野伸二君）　皆さん、おはようございます。

5番議員、花野伸二でございます。

通告に基づきまして、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目が、定住促進についてでございます。

市を挙げて、1人でも1世帯でも、人口を増やそうと行っておりますが、効果のほどをお伺いいたします。

また、市長として、他の施策は考えているのかお伺いいたします。

2点目でございますが、人材育成についてでございます。

合併から10年、市は平成17年度から行財政改革を実施し、その中で、人材育成に関する項目を幾つか掲げ、実行してきたと思っておりますが、その成果とそれをどのように管理職を含めた職員の配置に反映させているのか、お伺いいたします。

この2点。

よろしく御答弁のほど、よろしくお願ひします。

○議長（山根啓志君）　答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君）　まず、「定住促進に向けての政策について」の御質問にお答えいたします。

社会増に向けた策としては、これまでも定住促進事業に取り組んできたところであり、事業を開始した平成19年度から昨年度までの実績は、お試し暮らし及び空き家バンク制度を利用して、90世帯193名の方に転入していただいております。

予想以上の成果を挙げていくというように思っております。

特に、電話による定住相談件数は、相談窓口開設当初の年間46件から、昨年度では154件までに増加しております。

市としては、今年度、新たに子育て世代を対象に「自然派子育て体感ツアー」を企画しております。このツアーは、本市の豊かな自然を体感しながら、子育て支援センターの施設見学を始め、公共施設や港、病院、商業施設、空き家物件などを実際に見学し、移住検討の参考にしてもらおうとするものです。

今後とも、従来の「定住補助金制度」や、「お試し暮らし制度」、「空き家バンク制度」、「移住者交流会」等移住者支援事業の充実を図りながら、若い子育て世代に、本市の自然豊かな環境の中での生活と、子育ての大切さをアピールしていきたいと考えております。

次に、「人材育成について」お答えいたします。

行財政改革の中で、人材育成に関する項目は2点あります。

1点目は、「江田島市人材育成基本方針に基づく職員の育成」で、目標は意欲的で行動力のある職員の育成であります。

2点目は、「人事評価制度導入による能力開発と人材育成の推進」で、目標は職員の能力開発及び人材育成を図り、住民サービスの向上に資するというものです。

これらのことを踏まえ、職場外研修や市民との協働を通じた意識改革を実践しております。

また、人事評価制度は、人材育成型を施行し、職員の能力アップに寄与しています。

職員配置につきましては、こうした取り組みにより各職員に蓄積された能力や実績に基づき、自己申告制度による本人の希望を考慮しながら、住民サービスの向上と組織運営が円滑に進むよう、適材適所への配置に努めております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） ありがとうございます。

それでは、1点ずつ再質問をさせていただきます。

まず初めに定住促進についてでございます。

市長の施策も大変よいと思いますが、定住促進を進めてきて、現段階で、世帯数は90世帯とはお聞きしましたが、年代はどのような年代でしょうか。

お聞きいたします。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 移住者の世代別のお尋ねでございます。

移住者の方には、いろいろな制度を御活用いただいておりますが、その折々にアンケート調査を実施しております。

そのアンケートに基づく数値でございます。

世帯別では20代が9世帯、30代が23世帯、40代が14世帯、50代が18世帯と、現役でまだまだお仕事をされている世代の方に、計64世帯で、移住者の90世帯中全体の7割を占めております。

御参考までに、移住者の方の前住地、以前江田島に来られる前、どこに住んでおられたかということも、アンケートしておるんですけども、広島県内の他の市町からは、54世帯と全体の約6割を占めております。

次いで、関東エリアから13世帯、関西エリアから7世帯となっております。広島県内の方で現役世代の方が、新しい居住先を求めて、本市を選んでいただいておりますという現状が見てとれます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） かなりの若い働き手が、入ってこられておるのは、ようわかりますが、それよりもですね。今、江田島に住んでいる人を外に出さないようにすることを第1に考えるべきではないのでしょうか。

このことについて、何か策を考えておられますか。

お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本企画部長。

○企画部長（山本修司君） 議員御指摘のとおり、さまざまな策を講じて、今まさに江田島市に住んでおられる皆さんに満足をしていただく、まちづくりを進めていくことが肝要と考えております。

そのために、現在市では、第2次総合計画の策定をしておるところでございますが、この江田島市総合計画で、10年後に目指す姿は「協働と交流でつくり出す恵み多き島えたじま」この10年後の姿を実現するために、二つの戦略を描いております。

そのうちの一つは、市民満足度の高いまちづくり、これまでは、ともすると総合計画といいますのは、総花的な計画になっており、その検証が不十分でございましたが、市民満足度の高いまちづくりを進めるために、毎年アンケート調査を実施することとしておりまして、昨年度からこのアンケートは実施しております。

このアンケート結果に基づきながら、市民の皆さんが求めておられる施策は何なのかというところに、心を配りながら施策を組み立てていきたいというふうに考えております。

ただ、今現在は二次計画の策定中でございますが、今、現にどういう施策を行っておるかということで、雇用促進の観点で一つ紹介させていただきますと、働く場の確保のために、産業部の方では、企業立地奨励金や第一次産業参入奨励金、これは、建設業などを営んでおられる方が、第1次産業に参入するときに、補助金を奨励金を出すという制度でございますが、そういった制度を設けながら新しい職場の創設や工場の増設、異業種からの第1次産業への参入を支援する制度を活用していただいております。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） よくわかりました。いろいろとですね、不自由な島なんです、海あり山あり、自然環境に恵まれ、子育てをするにはよいところだと私も思っております。私は、1番手っ取り早い方法があると思います。それはですね。何回もこの議会で、取り上げられていると思いますが、職員の市外通勤の問題だと思います。

居住の自由ということで、憲法で守られておりますが、この状態を市長としてどう思われますか。今、50人程度とお聞きしますが、今のままでは100人になる可能性もあるのではないのでしょうか。

これをお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 大変この問題につきましてはですね。繰り返し、議会で話題になっております。

確かに50名ですね、職員が島外から通勤しているということについてはですね。

いろんな角度から見ても、ぜひとも江田島市内ですね、協働のまちづくりという視点から考えても、公人としての立場だけでなしに、地域人、私人としてもですね。

地域で、活躍してもらいたいという気持ちがございます。

とは言いながら、先ほども花野先生からありましたが、居住、移転の自由というのは憲法で定められております。

一方、家族の安定というものも大事でございます。

そういったことも勘案してですね、最近の若い職員については面接がある度にですね。ぜひ、江田島に住んでほしいということをお願いして、ほとんど、1名ないし2名ということがありますが、10名程度採用しても10名がそのまま江田島に残っていると、こういう最近の傾向が出てきておりますので、ま、長い歴史の中で10年間、合併してですね、その延長線上の職員もおりますので、今すぐ、ここでこの問題についてですね、具体的な特効薬というものは、なかなか見当たりませんが、事あるごとにですね、職員に対しては、江田島でですね、居住できれば、その方向で頑張ってもらいたいということをお願いをするということでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） はい、よくわかりました。

ですがですね、単純に50人の若手職員が、江田島に戻ったとしたらですよ、奥さんも連れて帰られる、まず、100人は人口が増えると思います。

平成26年2月28日の総務分科会において、要望事項として提出しておりますが、内容はですね。

厳しい財政状況と職員定数が減少していく中で、防災体制などの観点から、職員は江田島市に居住をすることが望ましい。

そのため職員服務規程に、ただし、やむを得ない理由により、市外居住について市長の許可を得た者は、この限りではない。

などの、ただし書きを付した職員の江田島市内居住条項を憲法第22条第1項に反しない程度を、設けられるよう、努められたいと要望をしておりますが、半年以上は、経っております。

この提案に対して、市長の御意見をお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今議員さん、御指摘の件なんですが、総務部の総務課の方からとしても、いろいろ他の市町の方の状況を調べさせていただきました。

で、服務規程に市内居住を盛り込んでいるのは、県内では福山市がございました。

その内容は、職員は市内に居住することを要する。

ただし、やむを得ない場合においては、市外居住について市長の許可を得た者はこの限りでないと定められております。

確かですね、この服務規程は、昭和41年に定められておりました。

その当時から市内居住の条文は、変更はされてないそうです。

このことにつきまして、福山市の方へお聞きしましたところ、当時どういった経緯でつくられたかわかりませんが、現在の運用されとる中でですね。

職員に市内居住を奨励しているというようなことは、特段されていないということでした。

これは、特に市街化がどんどん進んでですね、そういったような状況もございますというようなこともございました。

こういった状況もあるので、現状にそぐわないような部分もありますので、見直しの検討もちょっと考えないといけないかなというような、ちょっと、コメントもありました。

で、ほかにもですね、全国的にもネットでヒットしたとこで調べたんですが、同じようなサービス規定を定めている3市にも、一応聞き取りをさせていただきました。

福山市とほぼ同じような回答で、特に市長の許可を出すというようなこともやっていない、というような御返事もございました。

こういった今、どんどん市街化が進んでいく中で、こういった今の規程を設けてですね、やっておること自体が、ちょっと言い方があれなんかも、形骸化され、今、この条文が形骸化しとる部分があるんじゃないかということのお話もいただいております。

そういったこともありますので、本市といたしましては、これまでもお答えしてきましたとおり、先ほど花野議員さんおっしゃったように、憲法22条の居住移転の自由ということから申しまして、条文改正をする措置ではなくてですね、先ほど副市長申し上げましたように、今後とも職員に粘り強くですね。

市内居住を啓発するような取り組みをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） ありがとうございます。

職員みずからがですよ、江田島に住んで、他の地域に住んでいる人を呼び込む、この意識で定住促進が活発に行われるのではないのでしょうか。

これは真剣に考えないといけない問題です。

どう思われておられるか、市長さんお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 例えば、江田島に住んどの我々は、なかなか江田島のよさいうものですね、なかなか見つけにくいんですけども、外部から来られるの方が、よく江田島のよさいうものを、指摘していただくんですが、やはりこの江田島に住んどの職員に限らずですね、江田島へ住んどのみんながですね。

江田島、いいとこなんですよ、暮らしやすいとこなんですよ、というようにPRをしてですね。

日常の生活の中で、江田島1回来てみてちょうだいとか、江田島でこういったものがあるから来てみてやとかいうことをね、自分の古里をですね、自慢したり、そういったことをするのは、やはり非常に一人一人小さいことだと思いますけれども、やはり大勢がそういう一つの気持ちで、物事を進めばですね、大きな力がありますのでですね、江田島のいいとこをですね、PRできるように、ふるさと愛する気持ちをですね、高めていくような、方向で物事を進めばというふうに思います。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） 先ほど総務部長が、要するに言われましたが、強制はできないようなことを。ですがね、そこは本土ですよ。ここはなんですか、島です。

もしね、その災害が起きたりした場合はですよ。職員は災害要員でもあるんじゃない

いですか。職員の意識改革を行わなければいけないのではないかと。

今ね、この要するに何回も、今も言いましたが、本土とこの島は違います。

もし今、震災、津波が想定されますが、何年か先、何十年か先になると思いますが、本土におられる方は、この島には来ませんよ。

ほいで今ね、若手の人が、50人おるんとおらんのとでは、大違いじゃろう思います。ま、あれですね。早急にね、土手総務部長の話聞いたらちょっと無理なようなんですが、早急にね、対策を考える時期がきているんじゃないかと思えます。

職員はね、これも総務部長が言われましたが、新採用の時にはですね。居住、この市内に住むいうのをちゃんと、そこから意識改革じゃろう思います。

よろしくをお願いします。

総務部長はこのことについて、詳しいようですね。

職員のね、意識改革を行わんにゃいけないのですよ、これは。私はそう思います。

土手総務部長どう思われますか。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 花野議員さんのおっしゃるとおり、御指摘のとおりですね、やっぱり江田島市は、海に囲まれた島でございます。

橋で陸続きにはなっておりますが、非常に、災害等のときには条件が非常に悪い、立地しております。

市外からの居住の職員が多いことの御指摘なんですけど、災害時の対応につきましては、市の職員の全員でそういったところの部分フォローしていくような形の中で、今、体制を組まさせていただきます。

その中で、一応運用させていただきたいと、今思っております。

以上です。

それから、職員のマンパワーの向上させていく取り組みも今、人材育成型の人事評価制度も取り入れてきております。

いろんな取り組みをさせていただく中で、職員のそれぞれのスキルアップをさせていただいていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） よくわかりました。

これで、私の定住促進の質問は終わらせていただきます。

次に、2点目、人材育成についてお伺いいたします。

先ほど市長から説明をいただきましたが、それにしても、ことしの人事異動で退任すべき部長がそのまま部長職を続けているという珍しいことがありましたが、後任はいなかったのですか。

この経緯をお聞きいたします。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 今の御質問ですが、昨日も片平議員と同じで、同様のですね、類似した御質問がありました。

少し時間をいただいてですね、この経緯を御説明したいと思います。

まず執行部ですね、現状を二つの点で。

一つは、いわゆる市の土台となる職員の状況。

それからもう一つは、施策。

いわゆる今抱えてる行政施策ですね、課題と。

この2点からですね、ちょっと御説明をしたいと思います。

まず、職員ですが、この10年間で157名の減少になっております。合併当時は538名です。そのうちですね、現在、381ですから、約160名がですね、減少してるわけです。これは、当然行財政改革ですね。職員の削減を図ってきたというよりも定数管理で、本来であれば合併した当時にですね、相当な人数の職員を抱えてるわけですね。

市長であるとか、当時の助役であるとか、教育長とかいうのは、3名で済むわけですから12名が3名に減ってるわけですね。あるいは議員の先生方もですね、50何名。

暫定的なときはおられましたけど、今18名、そういうふうに整理をされていましたが、職員の場合には、いわゆる企業と違いますから、人員整理というのでもできません。

したがって、多くの職員を抱えて、スタートしたということが現状でございます。

それから少しずつ定員適正化計画に基づいて、欠員不補充を原則に今日に至っていると。

最近では、不補充の部分を少しフォローしていかなくていけないという採用委員会で、そういう方向を言い出しておりますけれども、これで考えても、その3年間ですね、実は80名、このことしと去年とおととしですね。80名の減になつとるんです。ということは、10年間のうちの160のうちの半分はですね、この3年間に集中しています。去年、おとし、その前と30。それからその次がですね。17名、ことしは30なんですね。

これは、定年退職以外に若年退職も含めてですが、こういうふうに、これは何が言いたいかというですね、実は、年齢構成が、一緒になったときの年齢構成で非常にいびつな状況になっております。

こういう状況の中で、職員を配置し、職員を育てていくと。いうことになりますと、ことしみたいですね、部長級が10名のうち8名が、そのうち8名といっても、2名残っておりますが、1名は県から来ていただいておりますので、実質1名しか残らなかった、8割の部長級が変わったということが一つあります。

これはやはり先ほど言いましたように、年齢構成が非常にいびつの中で整理がされないまま今日に至ってですね、少しずつ改善をしてきているということが、一つの職員の状況がありますので御理解をいただきたいと。

それからもう1点はですね。ことし10年、合併して迎えました。10年目を迎えてですね。

振り返ってみますと、10年前はですね、どちらかというと、各旧町が抱えた積み残した課題をですね。一つ一つ整理をしながらその合間を縫ってですね。新市にふさわしい、いわゆる施策を模索してきたと。こういうふうにこの過去10年を振り返ってお

ります。そして、いろいろ最大のですね懸案事項でありました公益船の公設民営化、庁舎問題の分庁舎方式の決定、さらには10年目を迎えて次の年の第2次総合計画、第3次の行革大綱、あるいは海上ロッジの方向、こういったものが、待ったなしでこの節目の年に集中してきました。そうすると、今の総務部が抱えた8課をですね。1人が抱えて切り盛りすることは非常に難しい、そういう局面に達しましたので、今回は、いわゆる人事と予算の管理をする、いわゆる大番頭の部分は、総務部長に残してもらおう。あと企画部門でですね、新しい政策なり残った課題を整理処理していくのには、企画部長を新たに設けて、そして危機管理監で、いわゆる災害対策に対しても待ったなしの対応するというので、そういう機構改革をさせていただく中で、部長級が育ってなかったんかと、いうと、確かに育ててきたつもりなんですが、余りにも多くの部長が退職した。さらには、現状の政策的なこと、こういったものを総合的に勘案してですね、やむを得ず、今回は、総務部長と危機管理監をですね、再任用制度で過渡的に採用をさせていただいたということが現状でございます。

少し長くなりましたが、総合的な判断をしてですね、過去の歴史も含めながら説明をさせていただきましたので、御理解の方よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） 事情はよくわかりました。

いろいろと行財政改革をね、行っておると思われるんですよ。

おると思いますが、平成の大合併は、まず、行財政改革を行うことが、第1の目的であったはずなのに、当市も含めてですが、かけ声倒れなのではないでしょうか。

若手職員の士気を高めるためにも、年功序列は、私は悪癖であると私は思います。

若手でも、能力のある者は、どんどんと伸ばしてあげる。

地域活性化のためにも、必要ではないかと思ひます。

若手職員の意識改革ができるではないでしょうか。

やっぱり、どう言うんですかね、上昇志向いうもの、必ず人間ありますから、これは先ほど質問した定住促進にも、繋がるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

お伺ひいたします。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 今、御質問がありましたようにですね。確かに、職員を育てていくと。

行革はですね、突き詰めて言えば、いわゆる行政のむだをなくすると言ひながらも、職員の意識改革に尽きると、いうことは、これまでも繰り返して言われてきたところでございます。職員を育てていくと。若手職員、年功序列の弊害というものをですね。

しっかり見極めて、今後進めるべきではないんだろうかという御意見でございます。

ごもつともだと思ひております。

今までの行政というんかね、年功序列の弊害をですね、なくするために、今年度10年目の節目で、市長は大きな決断を下されました。

若手職員もですね、どんどん登用すると、今後はですね、そういった適材適所で、

運営をしていくということですので、ことしの市長の人事の配置については、相当思い切った決断をして配置をしております。

それに対して職員もですね、決してそれに対して不満であるとか、クレームをつけるとか、いうこともなしにですね、一致協力してですね、頑張ってきておりますので、自信を持って、今後この方法ですね、進めていきたいと思っております。

御助言ありがとうございました。

以上です。

○議長（山根啓志君） 5番 花野議員。

○5番（花野伸二君） 説明はよくわかりました。もう何も言うことはありません。

ありがとうございます。

以上ですね、私の質問は、終わります。

ありがとうございました。

また、今度わからないことがあったらお尋ねに行きますからお願いします。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 以上で、5番 花野議員の一般質問を終わります。

この際暫時休憩いたします。

11時20分まで休憩します。

（休憩 11時03分）

（再開 11時20分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 浜先秀二議員の発言を許します。

○6番（浜先秀二君） 6番議員の浜先でございます。

昨日に引き続いての傍聴まことにありがとうございます。

まず先の広島市安佐南区の集中豪雨で被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

また、1日も早い復旧と平穏な日常生活を取り戻されることを切に願っております。

それでは、通告により2点ほど質問させていただきます。

まず、柿浦小学校統合計画についてでございます。

先日の7月28日に開催されました地元説明会では、学校統合検討委員会の答申により、複式学級が2学級となる時点を目途に統合する方針であるとの説明を受けております。

生徒数の減少などの状況により、仕方のない面はあると思いますが、地区住民にとりまして、地域に、心のよりどころである学校がなくなるというのは大変寂しい思いであり、保護者にとりまして、統合後を含めいろいろな不安もあり、大きな決断を要するところではないかと思われまます。

そこで、統合に向けての今後の方針についてお伺いいたします。

今後の地域住民、保護者への説明回数及び方法と統合までのタイムスケジュールはどうなっているのか、統合先への説明と理解は既に得られているのか、閉校後の施設の管理計画はどのように考えておられるのか。

以上について、お伺いいたします。

次に、2点目の漁港施設の管理についての質問でございます。

施設の中には、漁船係留棧橋などの設置後かなり経過し老朽化しているものも多く、毎年修繕を要している状況となっております。

事前の定期的な保守点検が有効ではないかと思いますが、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

また、校内には、漁船以外の所有者不明船舶がかなりあります。

中には既に沈没した状態で放置されており、数は次第に増加している状況でございます。

所有者の特定も困難で、勝手に処分するわけにもいかず、処理に大変苦慮しております。

市としての対応状況と今後の管理方法などをどのように考えておられるのかを教えてくださいたいと思います。

以上、2点についてよろしくお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 浜先議員から二つの御質問がありました。

まず始めに、私の方が「漁港施設の管理について」お答えし、その後、「柿浦小学校統合計画ついて」は、教育長をして回答いたしますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、「漁港施設の管理について」お答えいたします。

まず、「漁船係留棧橋などの定期的な点検について」ですが、市内には世上漁港のほか、柿浦漁港など平成23年度に県から移管を受けた4漁港があり、市が主体的に管理を行っております。

これらの漁港の施設は、御指摘のとおり老朽化が進み、対策が必要となっております。

世上漁港につきましては、平成25年度に作成した、いわゆる「長寿命化計画」に基づき、コスト縮減を図りながら、計画的に修繕を実施することとしております。

残りの柿浦漁港ほか3漁港は、県から移管を受ける前に、県が老朽化した施設の修繕等を行っておりますが、時間の経過により老朽化も進むこととなりますので、世上漁港と同様に、水産業振興のためにも、漁港施設の計画的な修繕により適正な維持管理に努めてまいります。

次に、「港内の漁船以外の所有不明船舶について」お答えいたします。

まず、所有不明船舶の対応状況につきましては、平成23年度に職員が巡回し、漁協への聞き取りなどで所有者を把握した対象船舶については移動や処分等を促し、一部実施できたものもございます。

船舶の処分は所有者が行うことが原則ですが、船舶番号が確認できないなど所有者が確認できない船舶で、明らかに放置され、今後船舶として使用できないと確認できる沈没船については、背後地住民や漁港への影響を考慮して市が処分しております。

今後の管理方法につきましては、多くの沈没船は所有者が特定できない状況ですが、

特定するための一連の事務も多く、県のように専属の係や担当者を配置する体制もとれず、市も大変苦慮しております。

処分費についても、専門の処理業者に依頼するため高額であり、市が処分できる沈廃船は年に2から3隻ほどですが、今後も、津波や高潮時の背後地への影響等を考慮し、対応しなければならない優先度の高い沈廃船を処分してまいります。

沈廃船等の所有者不明船の処理を円滑に実施するため、引き続き情報提供等の御協力をお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） 「柿浦小学校の統合計画について」のお尋ねでございます。

教育委員会は、学校統合検討委員会の第2次答申に基づき、7月28日に、第1回の統合説明会を開催させていただいたところでございます。対象は、柿浦小学校の保護者を始め、柿浦地区未就学児の保護者及びまちづくり協議会構成団体の代表者の皆様でございます。

第1回の説明会では、「江田島市における学校統合の方針」や、「柿浦小学校の状況」をもとに、答申で示されている「複式学級が2学級となる時点を目途に、大古小学校に統合する」ことについて、説明をさせていただきました。

議員御質問1点目の、「今後の地域住民等への説明回数・方法・タイムスケジュールについて」でございます。

第1回の説明会での御意見や御質問を踏まえて、調査や資料を準備し、さらに、2回目の説明会を計画しているところでございます。

答申で示されました「複式学級が2学級となる時点」は、平成28年4月の予定でございますので、統合前年度の平成27年度には、円滑な統合に向けて準備をする必要があります。

準備の一つとして、平成27年度に複式学級を単式学級にするための加配教員の措置があります。加配教員を措置するためには、ことしの12月中に、県教育委員会に要望しなければなりませんので、12月中までに、保護者や地域住民の皆様の合意を得られればと考えております。合意の方法としては、市長とPTA会長との覚書を考えております。

また、PTA組織や教育課程のすり合わせなども準備期間中に行います。

次に2点目の、「統合先の学校への説明と調整」でございます。

この御質問は、児童や保護者の皆様の不安を心配されてのものだと思います。

柿浦小学校での合意が得られた後は、児童の不安を解消し、人間関係をつくるため、授業や行事等の交流をしたり、PTAの意見交換を行ったりして、円滑な統合に向け、万全を期して準備をしてまいります。

3点目の、「閉校後の施設の管理計画について」でございます。

跡地利活用につきましては、地域住民の皆様の御意見を十分にお聞きしながら、市の担当部局とともに検討してまいりたいと考えております。

今後も、学校統合検討委員会の第2次答申を踏まえ、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備し、教育力を高めていくために、丁寧の説明し、保護者や地域住民の皆様

の御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） 御答弁ありがとうございます。

それでは何点か再質問させていただきます。

先ほどの答弁の方とかぶるところもあるかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

まず保護者にとりましては、現在小学校、小規模になりましたけども、今の状況に大きな不満や不安を持っておられるようなところではないと思います。

児童数も、ここ数年は大きく変わらないという状況でございますので、無理に急いで統合をしなくても、もっと時間をかけて検討することができないのかというような思いもあるようでございます。

統合については当然、あくまで子供のためにするものでありまして、教育よりも財政的なものが優先されるのではないかというようなことがあってはならないと思いますけども、その点についての考えをまず確認させていただきたいと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 統合の件で、子供のためにということとそんなに急いでやらなくてはよいのではないかということの御質問であると思っております。

議員おっしゃるとおり、教育委員会としては統合することで、子供たちの教育環境がよりよくなるものと考えて進めております。

財政的なこともないとは申しませんが、あくまで子供たちによりよい教育環境を提供することが最も大切なことであると考えております。

それから、急いでという話ですが、28年度には複式学級が2学級できるということが、現在の入学児童の推計からわかっておりますので、上がられた児童の方は、3年生、4年生、5年生、6年生と4年間、複式の中で、学習しなければいけないという状況が出ますので、その辺のところは、教育委員会といたしましては、複式学級が悪いとは申しませんが、いろんな良いところ悪いところがありますので、学校の中では集団っていうのが、大切なところにあると思っておりますので、2次答申に基づいて計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） 次にですね、検討委員会の答申で複式学級が2学級となる事態を目途にということでございますが、その2学級になったら、先ほども答弁がありましたけども、いけないというかその理由についてを、なぜか、教えていただきたいと思いますが。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） メリットデメリットの件でございますが、メリットの件につきましては、教育効果としては、多様な考え方に触れる機会が多くなり、学習課題

を解決するための思考が広がるなど、友達がたくさんできるから、体育や音楽などの集団学習や、集団での行事を適切に進めることができる、人間関係、先ほども言いましたが人数が増えることで、いろんな場面で切磋琢磨できる環境であるとか、友達関係が広がるとか、というようなことが言われると思います。

幾らかの管理運営面では、予算的なものも、少しは軽減される。ということでございます。

デメリットについては、個に応じた細かい指導の場面が少なくなることも考えられます。

ですから、またこれまでできていたような上級生と下級生の縦の関係が薄くなることも考えられます。

そのほかには通学については校区が広がり、通学時間が長くなっており、バスでの通学となっており、安全性の問題。安全性の問題が生じるとともに、低学年児童への負担は重くなることも考えられます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） 補足説明をさせていただきます。

複式学級のことで御質問があったかと思えます。

今、柿浦小学校は一つ複式学級がございます。

第2次答申ですけれども、その前は第1次答申。

その前は、以前の江田島町の町の方針を引き継いだというのがございまして、全体的な流れから言いますと、複式学級があるところは、もう統合したほうが良いということで話し合いがなされてまいりました。

まず複式学級が三つですね、一、二年生、三、四年生、五、六年生。

これは、完全複式と言いますが、そういったところはもう待ったなしで統合していくと。

次に、二つ。複式学級が二つ。

で、一つのところもそれはした方が良いでしょうということです。

そういったことで、複式学級のメリット、デメリットがありますけれども、やはり、1人の先生が二つの学年を教えるということですので、まず物理的に、こっちの学年に教えていけば、こっちの学年には教えられないということがあります。

ですから1時間、45分の事業ですから、その半分ずつといったことで、無理が生じていると。そういった中で、担任の先生は教材研究をしっかりと、複式学級でしっかり学力をつけていくといったことでやっているわけでございます。

ですから、1学級だからいいというわけではなくて、このたびの答申は一応、線を引いて2学級以上ということで答申を出されたということだと考えられます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） 先ほどですね、統合することによってのメリット、デメリットということで教えていただきましたけれども、そのデメリットに対する対応というもの

は、何か考えておられるかちょっとそこらをわかれば教えてください。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 保護者の負担の面がございますが、柿浦小学校の場合には、バス通学になると思いますが、その費用負担の部分については、バスの定期券などについてはすべて補助金として出されるようになっております。

その他のことにつきましては、また、いろんな場で協議をしながら、解決していきたいと考えます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） 次にですね、小学校というのは地域住民にとりまして、わが母校もでありかけがえのない存在ということで、地域の方々は、学校活動にも非常に協力的にやっております、統合によりまして長い学校の歴史に幕を閉じてしまうということは、地域にとっては非常に残念なことだと思っております。

現在も運動会を始め、祭りや盆踊りに参加するなど、子供たちと地域の方々との触れ合いや交流がとても盛んに行われております。

思い出づくりや、このような体験から子供たちが学ぶことが大変多いのではないかと思いますけども、このような触れ合いや体験が地域からなくなることについて、このことをどう考えておられるか教えてください。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 地域の触れ合いや体験の御質問でございますが、地域の方々には、平素から学校活動などに御協力いただき、誠にありがたいと感謝しておるところでございます。

しかしながら、統合したからといって、地域から子供達がすべていなくなるわけではないと思っております。

我々の勝手な申し分かもしれませんが、地域の方々や保護者が一体となって、子供達のためにさまざまな行事や触れ合いの場を継続していただきたいと思いますと思っております。

よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） こうした地域の体験が将来の人間形成や地元を愛する心というものを育てる上で大変重要ではないかと思っております。

毎年、盆踊りを始めとする地域の行事では、子供たちも頑張っておりまして、本当に協力してくれております。

市長の方もですね、地元住民の1人としてぜひ参加して子供たちの頑張る姿を見ていただけたらと思います。

申し上げます。

次にですね、地域の過疎化の関係ということで、学校統合を考える場合に、そういった問題や人口対策、地域の活性化というの、どんどん取り組んでいくべきだとは思

うんですが、その点はどのように考えておられてでしょうか。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 過疎化、人口対策、地域の活性化等の話であると思います。少子化や過疎化、地域の活性化でございますが、これは一朝一夕に改善が行われると思うのではないと考えております。

これ教育委員会といたしましては、現在の在校生や新入児童にとって、学習集団あるいは生活集団としての学校がどうあるべきかを考え、よりよい教育環境で学ばせたいとの思いから、答申に基づいて計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） 今回の統合のようなことがありますと、地域の疲弊をますます加速化させるようなことも考えられますので、そういった対策もよろしくお願いしたいと思っております。

次にですね、統合の不安ということで保護者とすれば、合併、今回の吸収合併に近いような形での統合は、大人数の中に後から入っていくというようなことで、自分の子供がうまく溶け込んでいくのか、またクラスごとの人数が増えることによって先生が目が届かなくなってですね、いじめやトラブルに巻き込まれたりとかというようなことになると心配ではないかと思えます。

保護者や児童の不安や動揺をなるべく小さくするためにも、平素から学校間の連絡を密にしてですね、保護者間の交流、学校行事など児童の交流を図るなどのそういった共同の活動していくことも必要ではないかと思えますけども、どうでしょうか。

現在も既に行われている行事などがあれば、そちらも教えていただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 児童、保護者の統合に対する不安と交流についての御質問と思えます。

現在、大古小学校、柿浦小学校の2校での交流や共同活動はございませんが、しかし、修学旅行は三校で、大古小、柿浦小、三高小で行われております。

また市内の5年生を対象とした、マリニアドベンチャー授業も複数校で行われております。

市内の小学校すべてを対象としたものとしては、水泳記録会や陸上記録会も交流の場となくなっていると考えております。

保護者間の交流としては、市P連主催の球技大会があります。

統合の合意が得られますと、統合前の1年間を通じて授業や行事などの交流を定期的に行い、子供たちの不安を解消し、良好な人間関係をつくっていくことを行います。

また、保護者、教職員の連絡調整会議などを通じて、PTA活動、PTA組織などの調整を行い、保護者の不安を取り除いていくような取り組みを行ってまいりたいと考えております。

さらに、統合に向けた取り組みの情報などを学校だよりなどで、積極的に発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） はい、わかりました。

ありがとうございます。

次にですね、既に先行して統合している小学校など、保護者の方や地域住民の意見が、とても気になるところでございますけども、統合の感想や意見などを把握されておられるでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 前回の統合説明会におきまして、意見として出されたものがありました。

で、26年9月3日に先行している、中町小学校と高田小学校が統合している中町小学校に向けて、アンケートを2学年から6学年について行いました。子供たちの意見としては、94.9%がよかったと。

で、よくなかったが1.7%、どちらでもないが、3.4%というような、結果が出ております。

保護者に対しては、そのアンケートの中で、保護者の意見というところを設けましたが、大勢は、一部に子供の心配をする意見もありましたが、子供が楽しそうでよかったなど、肯定的な回答となっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） はい、ありがとうございます。

次に、残された施設の、このままもし頑張っって存続する場合には、校舎の方もですね、既にもう50年近くも経過しとるということで、老朽化等耐震化の安全性などについても、いろいろ課題も出てくると思うんですが、その点についてちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 残された老朽化施設のことでございますが、学校の施設ですが、統合の合意がなされた段階で、関係部局、地域の方々と十分協議を重ねた上で、施設の有効利用について検討していくことになると考えております。

耐震につきましましては、施設が老朽化しておりまして1次耐震調査については、だめであるという形になっておりますので、存続する場合っていうことになりますと、2次診断を行った上で耐震化工事を行うこととなります。

ですから、今の地元で使う場合についても、その辺のところは検討していくことになると考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君）　　そうすると、残された老朽化した施設の維持管理がですね、地元の方々に任されても、大変じゃないかと思うんです。

費用面や活用方法など、そういった点について、具体的にどのように考えておられるか、わかればちょっと参考までに教えていただきたいと思います。

○議長（山根啓志君）　　山本企画部長。

○企画部長（山本修司君）　　残された施設の活用についての御質問だと思いますが、今江田島市では、庁舎の方針が定まったこともございますし、公共施設のあり方の基本方針の最終案を策定する作業を進めております。これに先立ちまして、第1次の基本方針が出ておりますけれども、この第1次の公共施設のあり方基本方針の中では、これからのまちづくりのためには、それぞれの地域に拠点となる施設を一つは必ず行政の責任において確保しようという方針を出させていただいております。

既に先行して、津久茂のまちづくり協議会でありますとか、大柿町では深江のまちづくり協議会などと、このことについて話し合いをさせていただき、地域の拠点施設を定めていただき、その施設整備に当たっておるところでございます。

柿浦地区におきましても、今後、柿浦小学校の統合が合意され、廃校になった場合、柿浦地域全体で地域の拠点施設をどのように守っていけばいいのか、また、行政としてどのような形でその施設を整備させていただければいいのかということについて、まちづくり協議会の皆さんを中心に、地域の皆さんと話し合いさせていただき、合意形成に努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、柿浦小学校については、私も出身校でありまして、実は私が小学校1年生のときにできた校舎が今も、大事に使っていただいております。

かなり老朽化が著しい施設でございますので、現実的に校舎をですね、私自身も大変愛着のある建物でございますけれども、そこを地域の拠点施設として、今後も活用していくというのはなかなか考えにくうございますので、現実的に地域の合意形成が図れる形の中で、柿浦地域の拠点施設を確保する取り組みを今後は合意形成を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君）　　6番　浜先議員。

○6番（浜先秀二君）　　どうか地域に大きな負担にならないよう、有効かつ効率的な活用ができるよう、よろしく願いいたします。

この件の最後にですね、統合するかしないかというのは今後地元との協議結果によって決定されるものと思っております。

いずれにしても、保護者を始め、地域住民の意見を十分に聞きながら、取り入れるべき点は取り入れ、改善すべき点があれば、さらに検討するということが必要だと思います。

保護者や地域住民の気持ちの上で、既に敷かれたレールの上を走らされ、次第にこちらにこう導かれていくのではないかというような感じがしてですね、どうも素直に受け入れられないというような気持ちも少なからずあると思っております。

統合ありきではなく、地域での説明の場をできるだけ数多く持っていただきまして、

あくまで子供たちのためにどうすることが最善かを考えていただきまして、不安のない納得のできる取り組みを進めていっていただきたいと願っております。

最後にその点について、教育長、よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） 柿浦小学校の関係の皆様には、大変ご心配をおかけしております。

教育委員会は、学校統合検討委員会の答申に基づいて、子供の教育環境を整えるために、学校統合を進めております。

このなぜ統合するのかなどについて、柿浦小学校の保護者、地域住民の皆様には、丁寧に説明をさせていただいて、御理解いただきますよう、引き続き取り組んでまいります。

ありがとうございました。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） どうか保護者等の不安の取り除かれるような説明でよろしく願いいたします。

続きまして、漁港施設の管理についての質問でございますけども、再質問させていただきます。

漁港内の係留栈橋については、先ほど申しましたように老朽化施設がかなり数多く、手入れの行き届かないということで腐食や損傷によりまして、寿命を短くしているものも数多く見られております。

壊れる前の定期的な点検修理は、生命や財産の安全と大きな事故による多額な修理費の削減にもなり、特に、給油栈橋などの施設などの場合、チェーン切れなどによる栈橋の脱落等は大規模な油流出事故にもつながる恐れがございます。

どうかそういった点を考慮して、御検討のほうよろしく願いしたいと思っております。

次に、不明船の処理でございますが、現在そういった対象船がどの程度あるのか、調査等、把握はどのようにされているのか、どういった方向でやられているのかをちょっとわかれば教えてもらいたいと思っております。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 不明船の対応状況でございます。

平成23年度に、港湾区域内の放置船の調査を行っております。

その結果ですね、放置艇は19隻、確認ができました。

指導証の掲示等によりまして、自主的に撤去していただいたのが2隻、それから、市もそのときに、4隻の撤去をいたしました。

24年度にも4隻、25年度に2隻、こういったふうに市も撤去をいたしております。

で、その23年度の点検後にですね、新たな放置船も発生をしております、23年度の時点で把握していた放置船、これが残数が11隻となっておりますが、現在正確な数字というのはですね、正直つかめていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） そういった対象船の把握に協力できるのであればですね、私は漁協の方も、積極的に協力させていただきたいと思っておりますので、どうか、観光面におきましても、観光客が来て、またそういったものを見てあまりいい気分もしないんじゃないかと思うんですね、なるべく早くそういった処理をしていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけども、毎回台風が来るたびにですね、新しい港が小学校の沖に出来とるわけですけど、そこが前に防波堤がないもんですから、波がすごくて避難場所とまらない状況でございます。

せっかく新しい港が出来ても、そういった意味で全然使えないという状況でございますので、どうか一文字の防波堤等をまた要望してもらいたいと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） 漁港につきましてはですね、23年度から県の方から一括して市が移管を受けたというようなことございまして、その防波堤の整備についても、今後、市が対応していかなければいけないということになろうと思ひます。

また、そういったようなことにつきましてはですね、その状況とかいろいろと検討させていただきまして、お金のかかる大変な工事になろうかと思ひますので、また御相談をいろんところでさせていただければと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） すいません、先ほどのですね、所有者不明船についてのところでちょっともう一つ質問を忘れとったんですが、放置船の減少の推進手段といたしましてですね、解体処理費の助成制度というのは考えられるかどうかというところなんですけど、幾らかでも助成が受けれるということであればですね、それが呼び水となって自ら処分する気にも少しでもなってくれないかというような思ひもあるんですが、それはどんなでしょうか、考えられないでしょうか。

よろしくお願ひします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 船の解体の処分費の一部助成とかいうことだろうと思ひます。ということは、船名がわかって、漁船という前提の話かなというふうな感じがいたします。

県内各市町、恐らく私の知る限りではそういったその処分についての支援制度はないかと思ひます。

ただ、全国的に見るとですね、大きな災害のときの船の処分費について、処分場までの運搬費まではみるとか、これも時限立法的な支援制度も定めた市もございまして。

ただ、現実的な今の市の状況といたしましては、そういった、市長の答弁にございましたように、船舶の所有者が処分というのが原則でございまして、今の現時点では、ちょっと非常に難しいというふうにお願ひしております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 6番 浜先議員。

○6番（浜先秀二君） どうか、前向きの御検討よろしくお願ひいたします。

こうした漁港利用者の安全に対する取り組みにつきましてはですね、使用者である漁協でも積極的に協力させていただくつもりでございますので、どうか全般的に前向きに取り組んでいただきますことをお願ひしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（山根啓志君） 以上で、6番 浜先議員の一般質問を終わります。

この際暫時休憩いたします。

13時まで休憩します。

（休憩 11時59分）

（再開 13時00分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 上本 一男議員の発言を許します。

○3番（上本一男君） 3番 上本 一男です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

観光振興についてお伺いします。

我が町の海上自衛隊第1術科学校は、旧海軍兵学校に由来し、歴史ある教育機関であり、私は江田島の最高の財産であると思います。

この歴史ある施設について、江田島市は、どのように活用し、どのように学校を生かそうとしているのか、市長の見解をお伺いします。

一つ、よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 観光振興についてお答えいたします。

海上自衛隊第1術科学校及び幹部候補生学校は、旧海軍兵学校時代からの施設であり、その歴史的意義や、近代化遺産を見学される人が、年間約7万人を訪れていることから、観光振興の一助となっています。

市としましても、非常に重要な施設と考えております。

この施設が立地している本市は、世界遺産に登録された原爆ドームや、巖島神社にも比較的近い位置にあり、周辺の市町と連携して情報発信に努めることで、交流人口を増やしていきたいと考えております。

また、海上自衛隊第1術科学校を核として、訪れた見学者が市内を周遊できる観光モデルコースづくりなどを観光協会と連携して考えていきたいと考えております。

さらに、今年度は小用港から海上自衛隊周辺のまち歩き周遊マップの作成を予定しており、観光客の滞在時間の延長及び観光消費額拡大に向けた取り組みについても、今後も海上自衛隊の協力を得ながら、観光振興施設を観光振興施策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 私はですね、今、江田島市いう全体を考えたとき、果たして何が江田島で一番誇れるものがあるかという事を考えたとき、やはり、兵学校をおいてないと思うんですよね。

それで、このたびはこういうような質問をさせてもろうたんですが、観光振興を言いましても、兵学校を私は生かし切っていないと思うんです。それどういうことかと言いますと、やはり年間に7万人ぐらい来るいうことはですよ。たぶん大半の方が、小用港を利用して、呉の方から来られるんじゃないかと思います。

確かに、音戸大橋渡って来られる方も、能美の方へ来られてこっち来る方もおられますけど、まず大半が、呉駅を降りられちゃって、呉港、それから小用に渡る方が多分じゃないかと思います。

その時ですね、呉駅に着いて1番感じるのはですね、港がどこか、兵学校がどこか、というようなことが全然わかるようなシステムになってない、看板全然あげてないんですよ。これじゃあね、来ても江田島がどこにあるんか、これはわかるようなあれじゃないと思います。そりゃ呉市の方がえらいんか、江田島市が頭を使わんのか、そこはその辺がわからんのですが、もうちょっとアピールいううちにですね、航路、江田島兵学校はこういう方向よぐらいはですね。矢印、目印はやるべきだろうと思います。と、いうのはですね。これは、呉駅の僕写真撮ってきたんですが、大和ミュージアム、鉄のくじら館。大和ミュージアムはどう行ったらいい、行けるか。

海上自衛隊呉資料館はどういう、道筋はどういうふうになっとるか。それしかないんですよ。

ちょこっと駅の前にですね、地図がありました。それを見たらですね、これは、駅の改札口で、出て右側へ1メートル、2メートル四角の地図があったんですが、それはですね。地図では、一応海上自衛隊（旧海軍兵学校）とは書いとるんです。

書いとるんですが、地図へ貼っとるだけで、矢印が、江田島がどっちかもわからんです。

私らは、広島県の方はある程度わかりますから。旅から来られた人はね、まず、これじゃ江田島へ行こうという気にならんです。

今、呉はですね、鉄のくじら館、年間92万人、去年来られたそうです。ここがですね、今、市長が言われたように、7万人切っとるんですよね。いうことは、10分の1、15分の1ぐらいしか、ここへは来てないんですよ。

鉄のくじら館、大和ミュージアム見てもですね。Uターンして、兵学校へ行ってみたいじゃがの、行き方がわからん、そういう方が多分におる。

これは、どうにか市の方が、また、観光課、観光協会とタイアップしてですね。

もうちょっとは考えた方がええ思うんですが、だれか、市長以外だれか、お願いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 現在ですね、海上自衛隊第1術科学校、旧海軍兵学校の

案内はですね、大和ミュージアム横の呉市観光情報プラザというところにですね、パンフレット等は置いておる状況でございます。

ただ、これでは議員おっしゃるようになりますね、非常にその情報発信に、力不足というのは、感じがいたしております。

呉市とはですね、呉地域観光連絡協議会、という組織がございましてその中でですね、どこまでどういったことができるかいうところをですね、今後しっかりと情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） まあね、もうちょっとね江田島市をアピールするようにね、みんなが考えて、その部署の人は特にあっちこっち行ってですね。

江田島へ来て見るとこいうたら、まああそこしかないんですからね。

もうちょっと真剣に考えてもらいたいと思います。

それとですね、今、自衛隊があるために、ちょっといろいろこう、自衛隊のいろいろ各部にいろいろこう聞いてみたんですが、基地交付金等が年間に2億2,000万ですか。

それから市税が1億3,000万ぐらいあそこにおるがために、入ってきよるんですよね。ならですね、それだけおってほしいんなら、市としてはどれだけのことをしよるんかと。

兵学校に対して、何か、おたくが来てくれたけえ、こうこうこれだけのメリットがあるんですよ、とか。江田島市はね、兵学校を盛り上げるように、僕はもっていかんにやいかん思うんですよ。

それで1番、思ったのはですね。

あそこは学校なんですよ。第1術科学校いうものとですね、幹部候補生学校いうんがあるんですけど。あそこにですね。どういうたらええんですか、教育機関ですからね。

江田島市の小学校、中学校等を、やはり今までの先人達の行くのをですね、いろいろ飾ったようなところがいっぱいあるんですよ。その辺をどういう具合に考えておるか、ちょっと、教育委員会の方。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 教育施設としての自衛隊の質問でございますが、学校教育での教育参考館という、いろんなものを飾つとるところがあります。

それは、海上自衛隊の自己修養とか学術研鑽とか心の勉強などをする場として、使用されている施設だと聞いております。

一般見学もできますので、児童生徒が教育の一環として、この施設を見学することは可能でございます。

現状として、市内の各学校においては、現在利用されておりません。

施設が中に入って、生活科の学習活動とか、PTCの活動では使われたことがあります。学校行事としては、無いようでございます。

で、教育カリキュラムの編成につきましては、各学校長の権限でありますので、自

衛隊の施設だけではなく、平和祈念資料館など他の施設の見学につきましても、教育を進める上での選択肢の一つではありますが、児童生徒の発育、発達段階に配慮しながら、校長が決定しておるということでございます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） はい、わかりました。

ただ兵学校、兵学校は別として、広島の平和祈念館なんかは見学に行かれるんですか。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 平和記念公園につきましても、各小学校、行っているところと行ってないところがございますが、6年生の段階で行っているということでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 何で、兵学校行って、地元にあるここがいけんのんですか。

昔戦争があったけん、そういうような教育参考館というのは悪いもんじゃけん、見しちゃいけんのですか、そうじゃないでしょうか。

やはり地元あって、それだけじゃないんですよ。

要は、あそこはですね、今中学生等が職場体験とか、あれは何て言うんですかいね、キャリアなんか言うじゃない。

そういうことも10人ぐらいは、年に入れよるんですよ。

そういうような違う方面で、いろいろ子供に教えることはなんぼでもあるんですよ、教育の場ですから。

ええ方に利用すりゃええ。

平和公園の記念館行くぐらいなら、まず地元を理解して、それから向こうへ出て行けばいいと思うんですが。

その辺どんなですか。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也） お答えいたします。

先ほど次長がお答えしましたように、今年度ある学校は、生活科とか、PTC活動とかいうことで、第1術科学校を訪問しております。

教育委員会としてはですね、第1術科学校も、教材の一つとして、選択肢の一つとして、とらえております。

平和公園も一つとしてとらえておるということで、今後は、学校にですね、こういった施設、当然校長は知っているとありますが、改めてこういった施設もあるということを知らせていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） もうちょっと教育いうものを、また地元のね、あそこはどう言うたらええですか、ただ自衛隊さんというようなイメージで、国を守って戦争へ行く、

我々とは違うんだというような、こうイメージ持たれると困るんですよ。

地元の者がかわいがらんことには、だれがかわいがってくれようじゃ。

私はまあ観光のことを言いましたけど、まず第1、学校すからね。

教育の場なんですよ。

それを現に教育されよる教育委員会のトップがよ、そういう目で見られたんじゃいけないの。

もうちょっとまあ真剣にね、その辺は、これから、どういう具合で自衛隊と第1術科学校とどう言うたら、コミュニケーションとってやるかいうことをですな。

考えてほしい思うんですけど、市長その辺はどんなですか。

○議長（山根啓志君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 御承知のようにですね。

教育内容、カリキュラムの編成権はですね、実は学校長にあるわけです。

したがってですね、教育委員会の方は服務監督権はありますが、教育内容にこういうものを盛り込めとかですね、こういったことは、ぜひともやれとかいうことではなしに、あくまでも今教育長が申し上げたようにですね。一つの選択肢であるけれども、今後どういうふうにとらえていくかいうのは、それは学校長の判断にゆだねるという部分が多々多いのではないかと考えております。

したがってですね、教育委員会の方から教育内容にですね、一々具体的なものを示唆したりですね、いうことについては、非常に難しい立場にあるのではないかなというのが感想でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） わかりました。

教育長、そういう意味で言うたんでないんですけんね。

ちいとも地元にある教育機関を、みんながまあ利用して盛り上げんことには、ええここならんというような考えがあって言わしてもらいました。

副市長の言うことはようわかりますんで、その辺を理解するんですが、それがね、去年はね、こういうことをやっとなですよ、兵学校に行くのを、江田島小学校1年がね、あ、ことしですか。「秋探検、まつぼっくりを拾いに行く」と。子供に中へ入らすいうことなんよ、要は。

それから江田島小学校の4年生はね、PTCをね、親子と先生で学生館、赤れんが庁舎を見学と。そういうことをね、徐々にはやっってはきよるんですよ。

それをね、何かの機会、僕はそういう小学生にね、見に行けとか言うんじゃないんですよ。とにかく、あそこは入って一緒に、そこで遊ぶと。いろいろ楽しむと。

そういうことを、今までやってないからね。やっってください。あれが宝ですからね。その辺を了解してもらえばいいと思います。

それとね、それに関連して、兵学校のことなんです、観光地への満足度。これは10件、20件ぐらい、こう縮景園とか平和公園、宮島とか、ここ書いとるんですけど。海上自衛隊第1術科学校がね、満足しとるんはですね、ここ8点あるんですがね、

観光地点としての魅力、8点あるのに1つしか無い。何が悪いか言うたら、最大はね、観光地までの案内標識の不表示。どこが兵学校かわからん。とそれから、観光地までの道路、アクセスの整備。狭いけん、僕はまあ、どうしようもないと思うんですがね。

やはり、そういうところを行政はあそこ、まあ一番とにかく来るんですからね。

どうなったら、人がスムーズに入ってこられるかいうことを、考えてもらいたいと思います。ま、そういうことで大体終わるんです。

それがね、それともう一つ最後にね、今はこういうもんが広島県でやりよんですが、「ひろしまたてものがたり」。ネットで広島県、いい建物を30位まで選びましょうと。

広島県の、県庁の方が、あのいろいろな現在の建物、古い建物とかいろいろこう、500何点ほどあるんですが、その中から100ほど選らんどるんですよ。

江田島は、兵学校と、元の何言うんですかいね、幹部さんの庁舎。あの二つなんですけど、8月10日にね、中間発表したんです。そのときは10位ぐらいだった。兵学校がね。今は、僕が昨日見たら、16位に下がった。

いううちにね、広島県のええ建物いうのはね。僕、昨日入れたんですがね。三つほど選ぶようになってんす。

ネットでね。それを、それが、昨日の時点では、16位にこう下がってました。

とにかくね、この江田島市からせいぜい、一つぐらいは、30位ぐらい入れるように皆さんも、ネット開いてですね。「ひろしまたてものがたり」いうのがありますけん、ぜひ30位、僕はまあ10位以内には入れたいんですが、皆さん、協力一つ、よろしくお願いします。

以上、そういうことでね、ちょっと観光客が少ないというようなことで質問しました。

最後、市長一つ。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 江田島市への観光客が少ないんじゃないかと、質問の中身は、第1術科学校の、幹部候補生学校の校舎をですね、もっと生かす、生かせという御意見だろうと思うんですけども、議員さんの質問の最初に言いましたように、教育施設なんで、これまでもですね、いろいろ校長とか、学校と私もいろんな話をしたことがあります。

NHKで、秋山真之の3年間続けて、年末に放映があったんですが、そのときも、術科学校の当時、鍛冶さんという校長さんだったんですけど、校長先生、今NHKは3年続けて、秋山真之のことについて、放映されるんですけども、シリーズで、秋山真之に絞った、ポイントを絞った、この教育参考館のあるものを、写真を写させてくれたりできませんかね、今頃よく、どういうんですかストーリーという言葉使うんですけども、秋山真之についてずーっと一つの、生まれた時から亡くなる前までのいろんなものをつくって、一つのストーリーとして小冊子のようなものをつくったり、それが、観光のパンフレットになるんですが、あの3年間、NHKで年末に放送していただいたんで、教育参考館の中にある資料や何かを写真で写させてもらえんですか言うたら、だめです、と。

ここはあくまで、教育の幹部候補生学校、術科学校の生徒のためにある建物なんで、そういうように、観光用のPRするための、写真には撮られません、と。

特に、あそこの中にある遺書とか、そういったものについては、絶対写真写すことはできません、と。

どうしてですか、と言うと、個人に借りとする資料が、あそこの中にも個人にお借りしとする資料が随分あるんで、個人の了解を得ないとそういったものは写真写すことはできません。

ですから、現在はあそこの入り口には、カメラを持ち込まないでください。撮影は禁止です、ということになって、非常にまあ一つの例なんですけども、非常に制約が、多いわけですね。

いろんな、さまざまなところでもそういう、変な話なんですけど、年中術科学校を生かして、何か観光振興しようじゃないかという、しなさいやということ、私がいつも受けるんですけども、非常にいろんな面ですね、制約を受けます。

私らが市長として、あそこの中に入った時でもですね。それでも市長として、あそこの中へ入った時でもですね、卒業式とか入学式とかさまざまこと、入ってもですね。

向こうのルールのとおり、物事動かんとですね。しかられます。

例えば、あそこへ車で入ったらですね。もう20キロ。それ以上出したら、たとえ市長であっても、実はしかられるんです。

かようにですね、あそこの中へ入るとさまざまなことで、制約があつてですね。

なかなか実際問題として、観光振興に生かし切れないという面があります。

ただ、そうは言いながら、議員が言われるように、江田島市内では、最大の観光施設いうんですか、それになると思いますんで、一度ゆっくり術科学校とですね。どこまではできるんかと。どこから先はできないということもですね、1回つき合わせてみる必要があるんじゃないかというような感じがしております。

ただ、これまでの私の経験から言うとはですね、校長が変わると若干、その中身が、向こうが言われることが、実は、変わってます。

これまでの経験から、私が校長が歴代いろいろ替わりますけど、校長が変わると多少、その今までだめだったことがよかったり、よかったことがだめだったり、というようなことがありますんでですね。非常に難しい、大変難しいところあるんですけど。

ま、どうしても最大の目玉ですので。何とか知恵を出してですね、施設をですね、民間の観光という立場から生かすことですね、考える必要がありますので、一応正式にですね、何がいいんか、何がだめなんかいことをですね。1回話をしたい、みたいと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 一つ、そういうことでね、市長よろしくお願いします、それと子供のね、とにかく自衛隊と子供がね、中入って遊べるようにね。

親しみを持って行けるように、それぐらいしてもらいたいと思います。

これで一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（山根啓志君） 以上で、3番 上本議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2 報告第5号・日程第3 報告第6号

○議長（山根啓志君） 日程第2、報告第5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」及び、日程第3、報告第6号「専決処分の報告について（和解について）」の2件を一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました報告第5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」及び、報告第6号「専決処分の報告について（和解について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長及び福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、報告第5号、専決処分の報告について、土木建築部の関係する2件の事件について説明をさせていただきます。

このたびの2件の専決処分は、いずれも市が管理する道路の損傷が原因で、道路を利用する車両に損傷が発生し、その損害に対して相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものです。

なお、2件とも人的被害はございません。

では、2ページの専決処分書をご覧ください。

中ほどの、1 事故の概要にありますように、ことし4月7日、午前7時50分ごろに、大柿町大原の市道大原68号線において、相手方車両ホイールクレーンですが、付近の工事現場に向かう途中、現地を通行した際に道路が陥没し、車両が損傷した事故でございます。

現地はコンクリート舗装で、その下の路盤が吸出しを受けて、空洞が生じていたものと思われま。

相手方の〇〇〇氏と損害賠償金5万5,620円を支払うことで和解し、6月19日に専決処分をしたものです。

続いて、3ページをご覧ください。

こちらの専決処分については、先ほどの事故と同じ方が、同日の午後5時30分ごろ、工事現場から帰るため同じ道路を通行した際、数メートル離れた別の場所が陥没し、車両が損傷した事故でございます。

先ほどの事故の後、陥没場所に砂を充填する応急対応はとっておりましたが、予想

外に吸出しを受けた範囲が広く、離れた場所でも空洞が生じていたものです。

相手方には損害賠償金、1万8,900円を支払うことで和解し、6月19日に専決処分をしたものです。

2件の損害賠償金は本市が加入している総合賠償補償保険で補てんされております。

また、道路損傷の復旧は当日及び翌日、仮復旧作業を実施し、後日本復旧を完了しております。

以後施設管理が十分なものになるように努めてまいります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 引き続き、報告第5号、福祉保健部に関係する専決処分の報告について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

表の3番目にごございます専決処分は、交通事故に係る損害賠償額の決定でございます。

相手方は1名で、損害賠償額は表に示すとおりでございます。

事故の内容につきましては、4ページをご覧ください。

4ページの中ほど、事故の概要のとおり、平成26年6月10日、午後2時30分ごろ、江田島市江田島町〇〇〇丁目の相手方居宅において、市福祉保健部所属の職員が、公用車で後退しようとした際、公用車後部が相手方居宅の軒に接触し、瓦及び樋を損傷させたものでございます。

この事故について、物損損害に対して相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

和解の相手方は、江田島町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。

損害賠償額は、1万6,200円で、専決処分年月日は、平成26年6月23日でございます。

次に、報告第6号、専決処分の報告について説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

報告第6号の専決処分は、やはり交通事故に係る損害賠償の額の決定でございます。内容につきましては、7ページをご覧ください。

事故の概要について、中ほどに記載されておりますとおり、平成26年5月30日午前10時26分ごろ、広島市南区西蟹屋2丁目9番10号付近の路上において、市福祉保健部所属の職員が公用車で走行中に、相手方車両と公用車が接触し、双方の車両が損傷したものです。

この事故の物損損害について、相手方と次の内容で和解したものでございます。

和解の相手方は、広島市安佐北区の〇〇〇〇さんです。

和解の内容は、公用車の損傷が軽微であり、また、老朽化して買いかえの対象者であること、また、相手方から相手方の車両をみずからが修理するという旨の申し出がありました。

などのことから、相手方と市は、各自の損害額をそれぞれ各自で負担するというこ

とで和解したものでございます。

なお、専決処分の年月日は平成26年7月10日分でございます。

今回このような事故を起こし、まことに申しわけございませんでした。

今後、このような事故のないよう交通安全の徹底について、職員に注意喚起を行ってまいりたいと思います。

なお、損害賠償金は本市が加入しております総合賠償補償保険で補てんされております。

また、報告第6号の自損自弁事故については、公用車の老朽化が激しく、損傷の程度もナンバーの色落ち程度で済んでおりました。

以上です。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第5号及び報告第6号の報告を終わります。

日程第4 報告第7号

○議長（山根啓志君） 日程第4、報告第7号「平成25年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第7号「平成25年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告について」でございます。

地方自治法第212条の規定による継続費に関しましては、議案書10ページの精算報告書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案書の10ページをお願いいたします。

平成25年度江田島市一般会計継続費精算書報告書について御説明いたします。

継続費精算報告は、1事業でございます。

10款教育費、3項中学校費、事業名は中学校建設事業費（能美中学校新築事業）であります。

全体計画の年割額でございますが、平成24年度は1億5,388万3,000円、平成25年度が8億5,189万円。

計10億577万3,000円でございます。

次に、中ほど、実績欄の支出済額でございますが、平成24年度は、1億5,388万3,000円、平成25年度は8億4,689万7,200円、計10億78万200円でございます。

右側の比較欄の年割額と支出済額との差でございますが、平成24年度はゼロ円。

平成25年度は、499万2,800円となっております。

計499万2,800円でございます。

以上で、報告第7号継続費精算報告書について説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第7号の報告を終わります。

日程第5 報告第8号

○議長（山根啓志君） 日程第5、報告第8号「平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第8号「平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付し、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 報告第8号について、別冊の平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により説明いたします。

この別冊の方はですね、決算書の方の1番別冊、決算書のつづりが、つづりを皆さんにお配りしとるんですが、その1番最後のところに、添付いたしておるんですが、皆さんお持ちですか。決算書の1番最後のところに。

それでは、1ページをお願いいたします。

1 平成25年度健全化判断比率報告書、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、健全化判断比率を次のとおり報告するものでございます。

報告する指標は4点ございまして、(1)総括表でその数値を示しております。

表の区分横列の1番目の実質赤字比率、2番目の連結実質赤字比率は、赤字額がないためバーと表記いたしております。

3番目の実質公債費比率は、9.4%、4番目の将来負担比率は、65%、であり表の区分縦列の3段目、4段目に示す早期健全化基準、財政再生基準の値以内にいずれもおさまっております。

この決算に基づく四つの指標値のうちいずれか一つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体となり、将来負担比率を除く三つの指標値のいずれか一つでも財政再建再生基準以上になると財政再建団体となります。

江田島市の場合は、これには該当いたしておりません。

2 ページに、(2) 実質赤字比率の算定根拠を示しております。

アの一般会計等の実質収支額の表の右端、E 欄の実質収支額の合計が、黒字のため、先ほど申し上げましたように、実質赤字比率はバー表示となります。

次に 3 ページに、(3) 連結実質赤字比率の算定根拠を示しております。

それぞれの会計の実質収支額等が黒字のため、連結実質赤字比率はバー表示となっております。

次に 4 ページに、(4) 実質公債費比率の算定根拠を示しております。

平成 25 年度の実質公債費比率は 9.4% で、平成 23 年度から平成 25 年度までの単年度比率を 3 で除して算定したものでございます。

5 ページには、(5) 将来負担比率の算定根拠を示しております。

それぞれ国の示す算定式にのっとり算定いたしましたものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

2 平成 25 年度資金不足比率報告書、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

(1) 総括表でその数値を示しております。

法適用企業で、水道事業会計、下水道事業会計、交通船事業会計の 3 会計がありますが、資金不足額がありませんので、バー表示と表記いたしております。

法非適用企業の宿泊施設事業特別会計、地域開発事業特別会計につきましても、資金不足額がありませんので、バーと表記いたしております。

それぞれの資金不足比率が、経営健全化基準、これは 20% を超えるということなんですが、公営企業について、早期健全化計画の策定、個別外部監査等が求められることとなります。

江田島市の場合にはそれには該当いたしておりません。

なお 7 ページに法適用企業の算定根拠を、8 ページと 9 ページに法非適用企業の算出根拠を示しております。

10 ページに参考資料といたしまして、各指標の対象範囲を示しております。

以上で、報告を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で、報告を終わります。

先ほど報告のあった報告第 8 号「平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」は、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

金村代表監査委員に入場をしていただきます。

金村代表監査委員、登壇をお願いいたします。

○代表監査委員(金村謙三君) 平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について御報告いたします。

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を去る 8 月 20 日から、8 月 25 日までの間は、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合を行うこととともに、担当職員から説明を求めて慎重に行いました。

その結果、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに平成25年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、審査意見書をお手元に配付しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（山根啓志君） これをもって監査委員の審査意見報告を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第6 同意第2号

○議長（山根啓志君） 日程第6号、同意第2号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました同意第2号、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

平成26年9月30日で任期満了となる、金村謙三さんの後任として、次の者を江田島市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

選任したい方は、住所が、江田島市沖美町〇〇〇〇番地、氏名が佐野博隆さんです。

昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、75歳でございます。

佐野さんは人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理事業の経営管理、その他、行政運営に関し高い識見を有する方でございます。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

本案は、こと人事に関するものでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

日程第7 承認第4号

○議長（山根啓志君） 日程第7、承認第4号「専決処分の報告と承認について（市道の路線変更について）」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第4号「専決処分の報告と承認について（市道の路線変更について）」でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、議案書16ページの専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、市道の路線変更についてでございます。江南地区排水路の整備及び道路改良工事に伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成26年7月23日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、承認第4号。

専決処分の報告と承認についてを説明いたします。

このたびの専決処分は、道路改良工事等の完了に伴い、市道2路線の起点の位置を変更するものでございます。

16ページの専決処分書をご覧ください。

昨年度から、江田島町江南1丁目の県道江田島大柿線の江南交差点の改良工事を県と市が連携して実施しておりましたが、そのうち、市道部分の工事、江南地区配水路整備及び道路改良工事が、平成26年7月22日に完成いたしました。

現地の状況から速やかに供用開始を行う必要がありますので、直ちに必要な道路法上の手続をとることとして、道路法第10条第2項の規定に基づき、関係する2路線の路線変更を平成26年7月23日付けで専決処分をしたものです。

対象となる市道は、市道路線変更調書の整理番号1の江南2号線と整理番号2の江南16号線で、表のとおり、それぞれ起点の位置と延長幅員が変更となります。

変更理由については、17ページの参考資料をご覧ください。

路線変更前の航空写真を載せております。

工事着手前は、県道江田島大柿線に市道2路線が別々に接続し、複雑な形状の交差点となっております。

次に、18ページの路線変更後の写真をご覧ください。

道路改良工事によりまして、市道は江南16号線だけが、県道江田島大柿線に接続し、市道江南2号線は江南16号線に接続する計上となりますので、それぞれの市道の起点の位置を変更したものでございます。

なお、今回路線の変更について専決処分をさせていただきましたが、19ページの

参考資料に示すとおり、道路法第10条第3項が準用する道路法第8条第2項の規定によれば、市町村道の路線変更については、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないこととされております。

今回の道路改良工事は7月22日に完成いたしました。6月議会の議案を作成する時点では、道路改良工事の進捗が上がっていないため、路線変更の内容が固まっておらず、議会に提案できる状況にございませんでした。

一方で、この9月議会で路線変更の議決をいただく場合、直ちに区域変更の告示、供用開始の告示を行っても、供用開始が9月中旬となりまして、工事の完了から約2カ月間、道路の供用ができないこととなります。

これは現地の道路利用状況を考慮しますと、到底市民の皆さんの御理解が得られないことから、速やかに供用開始する必要がございました。

そこで、過去の裁判例を調べてみますと、路線認定の専決処分について、市町村長が、市町村道の路線認定をしようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経なければならないが、道路法及び地方自治法は市町村長の道路認定につき、専決処分により行うことを制限する規定を置いておらず、市町村長の専決処分を許されないと解すべき特段の事情は見当たらないから、市町村長は、路線の認定についても、議会を代行して、専決処分をなし得るとするいう裁判例がございました。

本来は、あらかじめ議会の議決をいただくべきものですが、先ほど説明させていただいたとおり、9月議会を待った場合の影響や過去の判例も踏まえ検討した結果、専決処分で行うこととし、今議会でその御承認をいただくこととしたものです。

説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（山根啓志君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） ちょっと教えていただきたい、改善したところに空き地ができたと思うんですが、あれはどのように、後に利用するんですか。

○議長（山根啓志君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） はい、旧道の部分に細長い土地が空いております。

で、あの部分についてはですね、公用廃止をいたしまして、で将来的にはそれを処分したいと考えております。

まとまった土地になりますので、市の中の財産の処分の検討委員会の中で、処分先を検討してまいりたいと思っております。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

この際暫時休憩いたします。

14時10分まで休憩いたします。

(休憩 13時57分)

(再開 14時10分)

日程第8 議案第57号～日程第11 議案第60号

○議長(山根啓志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第57号「江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について」から、日程第11、議案第60号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について」までの4議案を一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま一括上程されました議案第57号から議案第60号までについてでございます。

最初に、議案第57号「江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について」でございます。

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づきまして、家庭的保育事業等の設備及び委員会に関する基準を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書49ページ、議案第58号「江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について」でございます。

子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続いて議案書82ページ、議案第59号「江田島市保育の必要性の認定に関する条例案について」でございます。

子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、保育の必要性の基準等を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案書87ページ、議案第60号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について」でございます。

児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長及び教育次長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま上程されました四つの議案のうち、福祉保健部に係る議案第57号、江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案及び議案第58号、江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案、そして、議案第59号、江田島市保育の必要性の認定に関する条例について説明いたします。

このたびの条例案は、国の制度改正に伴い、市町村が実施主体となって、子育て支援に関する認可、認定を実施するための基準を定めるものでございます。

21ページから48ページまでは、江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案となっております。

次に、50ページから81ページまでが、江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案、さらに83ページから95ページまでが、江田島市保育の必要性の認定に関する条例案となっております。

96ページから105ページまでが参考資料でございます。

96ページをご覧ください。

これは、このたびの条例案の概略を示したものです。

ここの表にございますように、幾つかの施設であるとか事業名を書いております。

江田島市では中ほどにあります、認定こども園保育所型、これを今後も運営していると考えております。

そして97ページ以降にこのたびの提案する条例案4件の名称を表しております。

そして、4の条例制定の基本方針、一つ目の条例から次のページの98ページまで四つの条例を表示しております。

99ページをお願いします。

99ページの参考資料でございますが、議案第57号、江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について説明します。

新制度では、0歳から2歳児を対象とする家庭的保育事業等が定められました。

この事業の認可は、市町村が行うこととなっております。

この条例案は、都市部において、待機児童解消対策として期待されておる条例案でございます。

本市においては、入園を希望するすべての子供を保育園に受け入れておりますので、この事業の実施予定はありません。

今後、この事業を実施しようとする事業者があらわれた場合に、まずは基準を定めおかなければならないということで、法を整備したものでございます。

次に、議案第58号、江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について説明します。

101ページをご覧ください。

新制度では、保育園、幼稚園、認定こども園の運営に際し、県の認可を受けますが、その内容については、市町村が定めた基準に沿って、施設や設備が整っているかということを確認することになります。

このため、今後本市において、認可保育園などを実施しようとする事業者がいた場合のために、施設や事業の利用定員であるとか、運営に関する基準をいずれについて、条例で定める必要があります。

最後に、議案第59号、江田島市保育の必要性の認定に関する条例案について説明します。

103ページをご覧ください。

新制度では、就学前の子供一人一人について、保育の必要性があるか、そして、保育は1日につき何時間必要かなどを審査し、認定証を交付することとなります。

保育の必要性の認定については、現行の市条例、江田島市保育の実施に関する条例における「保育に欠ける要件」とは異なり、国が定める基準に基づき、各市町村が条例等で定めることとなります。

新年度の入園申し込みから、個々の事情に応じて、下の表にありますように、1号から3号の認定証を交付することになります。

子供一人一人に対する保育サービスの提供料が決まってきます。

現行制度では、保育園の入園申し込みの際に、保育に欠けることの判定をしていましたが、新年度の入園からは、保育の必要性があるかを審査判定することになります。

このため、この審査基準を市の条例で定めるものでございます。

以上、福祉保健部からの説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 続きますして、教育委員会関係の議案でございます。

議案第60号、江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について御説明いたします。

議案書88ページから95ページに条例制定文を、96ページから107ページに参考資料を添付いたしております。

初めに、主な内容を説明させていただき、その後、制定条例文の説明をいたします。

議案書106ページ、参考資料をお願いいたします。

今回制定する条例は、江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

1 条例制定の趣旨でございます。

平成24年8月22日に「子ども・子育て関連3法」が公布されたことに伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業について、設備及び運営に関する基準を定めるものとさせていただきます。

2 条例制定の考え方でございます。

条例制定に当たっては、いずれの項目につきましても、国の基準に従って定めることとしております。

3 条例で定める主な基準でございます。

項目ごとに基準が定められております。

設備として占用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とされております。職員数につきましては、支援の単位ごとに、支援員が2人以上。

ただしその一人を除き、補助員をもってこれに代えることができるとされております。

職員の資格につきましては、表にあります1から6までの条件に該当するもので、県が実施する研修を修了したものとされております。

職員の資格の基準にあります、研修を終了したものの点につきましては、附則の中で、平成32年3月31日までに研修を終了することを予定している者を含むという経過措置を設けております。

107ページになります。支援の単位といたしましては、単位当たりの構成児童数がおおむね40人以下とされております。

事業所の開所時間につきましては、小学校の授業の休業日については8時間、小学校の授業の休業日以外につきましては3時間と定められております。

開所日数につきましては、原則252日以上で事業所ごとに、その地域の状況などを考慮し、定めることとされております。

4 施行期日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するとしておりますが、国の施行期日として、平成27年4月1日が予定されていることから、本条例も同日の施行を予定しております。

88ページをお開きください。条例文でございます。

第1条（趣旨）、第2条（本条例の用語の定義）、第3条（最低基準の目的等）がそれぞれ定められております。

第4条（最低基準と放課後児童健全育成事業者）から90ページ、第7条（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）まで、事業者についての基準が定められております。

90ページ、第8条（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上）と第9条（設備の基準）、第10条（職員）、それぞれの基準が定められております。

92ページをお開きください。

第11条（利用者を平等に取り扱う原則）、第12条（虐待等の禁止）、第13条（衛生管理等）、それぞれの基準が定められております。

93ページをお開きください。

第14条（運営規程）から95ページ第21条（事故発生時の対応）まで、それぞれ運営に関する基準が定められております。

附則として、第1条（施行期日）、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するとしております。

第2条として、職員に関する先ほど申しました経過措置でございます。

この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とするとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、議案第57号から議案第60号までの提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） これは、1個ずつ議決はするんですか、全部一緒にやるんですか。

1個ずつやってもらいたいんじゃないかね、私は。

賛成も反対もあるわけじゃけど。

○議長（山根啓志君） 了承しました。

○10番（片平 司君） いいですか。

議案第57号ですよ、家庭的保育事業は、今江田島市にはないわけなんで、将来的にもしあったらいうことで、これを作っとくということなんですね。

それでいいですね。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 御指摘のとおりでございます。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 福祉保健部長にお願いなんですけど、せめて条例を説明する場合はですね。

附則だけは、説明を抜かさないようにお願いをします。

それと、一つ認定こども園になった場合ですね。

たぶん今の保育士の資格のまま、職員はオーケーだろうと思うんですか、そこらあたりの説明をお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） あの保育士の資格でございますが、経過措置が設けられております。

両方持つとるのが望ましいということになっておりますが、あの保育士だけの資格であっても、経過措置として、施行後5年の間、保育士のみ資格でも大丈夫だということになっております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 経過措置、5年経過した後は、どのようなことを考えておいでですか。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 本市の場合はずいぶん、保育士が、昨日も山本議員さんの御質問にお答えしましたが、52名と36名の臨時職員で運営しております。

そこでほとんどの保育士が、幼稚園教諭の免許も持っております。

全体では、昨日、お答えしました数字より休職しております職員などもおりますが、全体では92名、休職も含めております。

うち、86名が幼稚園教諭の免許も併用しておりますので、今後、新採の職員を採用するようであれば、やはりそちらの免許も所有しておるものを要項の中に含めるようになろうと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 議案第58号についてお尋ねしますが、まず認定こども園の保育料、これ今までと一緒なんですか。

1個ずつ、3回しか質問できませんのでね、たら一つと言いますから。

それと、江田島市は、保育所型認定園になるみたいですが、保育所型認定園での幼稚園児がおりますよね、当然のことながら、これの処遇はどういうふうになるんですか。

今、保育士の問題を酒永さんが聞いたんで。

それで、三つ目、新制度について。

いわゆる子ども・子育て支援制度についてですね。

これ、非常に複雑なんですいろいろな調べてみると、勉強してみたんですが、ま、あなたはプロじゃけん、よう勉強されとると思うんですが。

新制度についてですね、こうなる、ああなる、こうなるということをですね、保護者に十分説明がされておらんか、おらんのか。

例えば、入所の手続とか認定の手続とかあるじゃないですか。

いろいろ。

非常に複雑怪奇になつとるみたいなんですけど。

それと今後、認定こども園は、とりあえず来年の4月から三つじゃという話なんですけど、これをまず増やす予定があるんかないんか。

それとですね、今、保育所で認定こども園以外の保育所がありますよね、これと認定こども園とはどういうふうに、具体的な保育の内容違うんですか。

違わないんですか。

同じなんか、違うんか。

多分ね、私もちょっとよく理解できてないけん、質問するんですが、今ある保育所は、児童福祉法第24条の1項で運営されとるんじゃないかと思うんですよね。

ほいで、この子ども・子育て支援制度は、これにプラスの2項がつくられた、それから認定こども園は、24条2項で、運営するようになるんじゃないかなと思うんじゃないけど、そうすると非常にですね、先ほどの言う幼稚園型とか、小規模とか、家庭とか事業所内、居宅サービスとかいうんが出てくるんじゃないけど、その辺のね、違いはね、わかりやすくね、説明してもらいたい。

非常に複雑怪奇なんです。

以上です。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 大変多くの質問をされまして、何が何だかわけがわからんですが、まず、最初の保育料の件だったと思います。国の基準を踏まえて、現行の利用料と著しい増減が発生しないように設定したいと考えております。はっきり同じとは言い切れないと思います。

で次に、午前中のカリキュラムというか生活ですよね。

それは、午前中は同じでございます。

で、先ほど保育園と幼稚園が混在しますので、保育園型であれば、8時間であるか10時間であるか、その保育しなければならない、と。

幼稚園の場合は4時間程度を幼稚園として、1号認定という認定を行います。

ですから、午前中はその保育園型の保育園児と同じような生活をしていただいて、午後からは1号認定の子供さんは帰っていただくというような形になろうかと思っております。

ただし、1号認定の方は、土曜日にはお休みをいただくようになろうかと思っております。

説明はですね、国からいただいたとるパンフレットも先日、皆さんにお示ししたこのようなものしかまだ届いておりません、今後も、どんどん情報が国の方から下りてこようかと思っておりますので、そこら辺をかみ砕いたものを、わかりやすいようなもので、保護者の方へ伝達できればと考えております。

認定こども園、きのうの話で3園じゃいう話をしましたが、今後増やすかということでございますが、今のところこの3園でいきたいと考えております。

現在の保育園と認定保育園との保育の内容ですね、基本的には同じでございます。

ですから、先ほども言いましたように認定保育園であっても、保育園児と幼稚園児と、午前中は同じ生活をしますので、基本的には、同じいうふうに考えております。

最後の質問は、ごめんなさい。

よろしいですか、ありがとうございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 保護者にね、十分説明ができるようにね、せんと、わかりにくいんじゃないかと思っておりますよ。

1号認定とか2号認定とか言われる認定はね、市が行ってほいでそれともう一つは、保育時間いうんか、保育料いうんか、普通が8時間で、長いんが10時間とか11時間とかあるじゃないですか。

書かれとるじゃないですか。

そういうところですね、どちらにしても、保育を受ける人は、そういう働きよる人が受けるわけじゃから、その辺の説明も十分せにゃいけんのじゃないかと思うんですよ。

それはそれでやってもらって、それで、議案第60号の教育委員会の関係なんですが、放課後児童健全育成事業についてお尋ねしますが、江田島市に、今、放課後児童クラブというんがありますよね。

これは、今度その健全育成事業の中では、どういう位置づけになるんですか。

どういう位置づけいうたらおかしいんじゃないけど、いわゆる児童館活動と何か学童保育と、ここ江田島市はごっちゃになつとるというか、同じようになつとると思うんですが、その辺をちょっとわかりやすく説明してくれますか。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 今の放課後児童クラブは、国の方の名称で言いますと今の健全育成事業ということになりまして、通称が放課後児童クラブと呼ばれてやっているものでございます。

学校が済んだ後の児童をみるということでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） すいません、2点ほど質問します。

まず、議案第57号の江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案ということです。先ほどの説明の中では今、こういった家庭的保育事業等の実施予定が江田島市にない、と。

ただし、今後のことを考えて条例を整備するということでありました。

条例を整備するのは、私もいいということでもありますけど、いつ、じゃあこの家庭的保育事業をするその事業者が出るかとかっていうのは、それはわかりませんよね、そういう意味では、その認定をすいません、許可権者が江田島市ということで、この条例が来年4月1日施行ということで、その事前にですね、恐らくこれは認定をする部署は子育て支援センターになるかと思うんですけども、職員に対してですね、こういったその認定の今、その仕方ですね、研修等を考えていらっしゃるのか、いうところがまず1点。

それとあとは、議案第59条のところであります。

先ほど片平議員の方からも、説明会をちゃんとするようにと。

かなり複雑ということですよ、そういう意味で、例えば来年4月から認定保育園、要は幼稚園児と保育園児が一緒になると、となると、午後に帰る1号認定の方、また、この午後もいる2号認定。

となると、保母さんですかね、も同じ組、何とか組ってとこにですね、1号、2号が混在するわけであって、かなり、保育園の運営も苦労されとこがあると思うんです。

そして保護者においても、こういった複雑なことにおいては、もちろん説明はこれ

からされると思うんですけども、保育士の方々にもですね、この仕組みを十分理解していただいて、保護者から問い合わせがあれば、その保育士の方からもちゃんと説明できるような、その研修というかですね、していただければと思うんですが、この点いかがでございますでしょうか。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） まず、57号のその認定に対するその研修でございますね、これはいつ申し出があるかわかりませんので、対応は、したいと思います。

この、どういうんですかね、この条例でございますが、基本的にはその待機児童が発生したときに、こういうことが挙手されるんじゃないかと思います。

そのときには、間違いなしに、研修を済ましておきたいということを考えております。

複雑であるために、その保護者は当然、そして、保育士にも、そのどういうんですかね、子供たちにもその説明というか、そういうものが必要になってこようと思います。

ですから、当然保育士の方にも、その制度の説明であるとか、子供に対する対応ですね、そこら辺を研修するようには考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） わかりました。

ただ、もう一つですね、57号議案のところで、家庭的保育ということなんですけれども、江田島市もこれから企業を誘致していく中で、もしかしたら、将来的にですね、その事業所の中での事業所内保育事業というのをですね、売りにするですね、企業も進出する可能性もなきにしもあらず。

そういった意味では、こういった事業所内で保育をやっている企業も、その今の職員の方に、実際そこに赴いていただいて、そういった内容を、いろんなそのこういった運営してるかっていうのも、聞いてみるのも、視察するのも一つかなと思います。

これは、やっていただければという提案であります。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 議案第60号の児童放課後健全育成のことなんですが、そこにかかわっておられる支援員さんの資格の問題よね。

いろいろ今度資格が要るということ、今、支援員されておられる方の資格は、これ全部資格淘汰できるんか、全員大丈夫かどうかいうのを。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 資格の件でございますが、現在おられる児童支援員さんは、すべて県の研修の該当者で、県の研修を受けておられるということでございます。

現在は、児童厚生員の方8クラブで30名ほどおられます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君）　　じゃあ長年、お世話をしておって、制度が変わったけん、来年からは来られませんよ、いう方は、今のところじゃ、おらんということですね。

はい、わかりました。

○議長（山根啓志君）　　ほかに質疑はありませんか。

10番　片平議員。

○10番（片平　司君）　　教育委員会にお尋ねしますが、対象が6年生までになりますよね、今度。

それで、1クラス40人程度ということになっとんじゃけど、これ、数は大丈夫なんですか。

それともう一つは、大柿町には学童クラブがないんよね、江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例いうのがあるみたいなんじゃけど、これはどうなるんですか。

ほいで、条例が出来たらこっちの条例は廃止ですか。必要ないと思うんじゃけど。

○議長（山根啓志君）　　渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君）　　現在、今年度、1年生から3年生で218人が、在籍しております。

来年度6年生まで拡大した場合に、ニーズ調査の結果でございますが、340人程度と見込んでおります。

現有施設で、今のところ是对応可能な状況でございます。

それと、設管条例との関係ですが、これはあくまで、今回の条例につきましては、あくまでその基準を定めるものでございます。

設置管理条例は、設置管理条例で残りますので、そちらについては、設置管理条例としては、施設の設置管理条例としては残ります。

以上です。

○議長（山根啓志君）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

まず日程第8、議案第57号「江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について」を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第58号「江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第59号「江田島市保育の必要性の認定に関する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第60号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第61号

○議長(山根啓志君) 日程第12、議案第61号「江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第61号「江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

北高下集会所及び立石集会所の廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山田市民生活部長。

○市民生活部長(山田 淳君) それでは、議案第61号について説明いたします。

内容については、109ページに改正条文、110ページに新旧対照表を添付しております。

109ページをお願いいたします。

このたびの改正は、公共施設のあり方に関する第1次基本方針に沿って、年間利用者数が特に少ない施設として、地元との協議を経て、2カ所の集会所について集会所の

用途を廃止するものでございます。

江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正するという事で、第2条の表と別表から、北高下集会所及び立石集会所の項をそれぞれ削除いたします。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第62号

○議長（山根啓志君） 日程第13、議案第62号「江田島市コミュニティホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案の理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第62号「江田島市コミュニティホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

宮ノ原コミュニティホームの廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） それでは、議案第62号について説明いたします。

内容については、112ページに改正条文、113ページに参考資料として新旧対

照表を添付しております。

112ページをお願いいたします。

このたびの改正は、公共施設のあり方に関する第1次基本方針に沿って、年間利用者数が特に少ない施設として地元との協議を経て、宮ノ原コミュニティーホームの用途を廃止するものでございます。

江田島市コミュニティーホーム設置及び管理条例の一部を改正するという事で、第2条の表と第9条の表から宮ノ原コミュニティーホームの項をそれぞれ削除いたします。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 廃止することには異論はないんですが、廃止して、普通財産になりますが、あそこは保育所の前でもあるし、道路がよう人通りも多いところで、今は駐在所とここで、通ったりもしよるんですが、今度、普通財産にして売却も可能かと思うんですが、道路部分として、隅切りを2メートル角ぐらいでも残してほしいんですが、どうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議員御指摘の件につきましては、地元の方からそういったお話をお聞きしておりますので、所管替えが済みましたらですね、地元と協議させていただいて、必要部分を道路部分として、確保して、残りの部分を入札等にかけていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩いたします。

15時15分まで休憩いたします。

(休憩15時01分)

(再開15時15分)

日程第14 議案第63号

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第63号「江田島市税条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第63号「江田島市税条例の一部を改正する条例案について」でございます。

地方税法の一部改正及び軽自動車税の適正課税のため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） それでは、議案第63号について説明いたします。

内容については、115ページから117ページに改正条文を、118ページ、119ページに新旧対照表、120ページ、121ページに参考資料として江田島市税条例の改正要旨を添付しております。

120ページからの参考資料により説明いたします。

このたびの改正は、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、地方税法が改正され、軽自動車税の標準税率が引き上げられたことによる規定の整備と軽自動車税の納期を変更するため、必要な改正を行うものです。

まず、82条、軽自動車税の税率の改正でございます。

参考資料の表には、現行と改正案を記載しております。

この改正後の税率は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとしております。

ただし、3輪以上の軽自動車税については、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた車両から適用することとしております。

次に、附則第16条軽自動車税の税率の特例でございます。

軽自動車のグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する重課制度が創設され、それに伴い、規定の整備を行うものです。

平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用いたします。

121ページをお開きください。

第83条、軽自動車税の賦課期日及び納期でございます。

納期について、現行「4月11日から4月30日まで」を「5月1日から5月31日まで」に改めるものです。

軽自動車の取得、廃車、名義変更等は、全国の軽自動車税連絡協会からの異動通知により課税処理を行っておりますが、3月末の異動分の通知が賦課期日後に送達されるため、これまで納税通知書発送後に、賦課取り消しや納税義務者の変更などが発生しております。

このような実態を踏まえ、納期を変更し、課税客体の把握をよりの確に行うよう、改正するものです。

116ページをお願いいたします。

附則において、施行期日と経過措置を定めており、施行期日は、平成27年4月1日から施行することとするとしておりますが、附則第16条の軽自動車税の税率の特例については、平成28年4月1日とし、経過措置として、新条例第82条及び第83条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によることとしております。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第64号

○議長（山根啓志君） 日程第15、議案第64号「江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第64号「江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について」でございます。

広島県乳幼児医療費医療費助成制度の一部改正等に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） ただいま上程されました議案第64号、江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回の条例案は、広島県乳幼児医療費助成制度にある出生した日付が1月1日から5月31日を1月1日から6月1日に改正され、乳幼児の所得要件適用方法等に変更があったため、改正するものでございます。

123ページに一部改正条例案を、124ページに新旧対照表をつけております。

124ページ、新旧対照表をごらんください。

左が改正案、右が現行条例となっております。

下線部分が一部改正によるものでございます。

123ページをお開きください。

附則として、この条例は平成26年10月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君）

すいません、広島県の条例が変わったから、江田島市も変わるということなんですけども、この5月31日から1日延びて、6月1日になったその理由がわかれば教えてください。

○議長（山根啓志君） 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長（島津慎二君） 6月1日になった理由としては、市民税の賦課がどちらの市町も6月1日以降であるということから、所得の判定をするのに、その要件が必要だということで、6月1日に変更させていただきます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 6 5 号

○議長(山根啓志君) 日程第 1 6、議案第 6 5 号「江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 6 5 号「江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について」でございます。

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 島津福祉保健部長。

○福祉保健部長(島津慎二君) ただいま上程されました議案第 6 5 号、江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

今回の条例案は、「母子及び寡婦福祉法」が母子及び父子並びに寡婦福祉法に名称が改められましたので、新設された第 6 条第 2 項、「配偶者のない男子」が、新たに規定されたことによる改正でございます。

これまでは、父子の場合においては、配偶者と死別または離婚、現に婚姻をしていない男子が対象でございました。

改正案では、配偶者の生死が不明であるとか、配偶者から遺棄されたなどの要件が緩和されたことにより改正するものでございます。

1 2 6 ページに、一部改正条例案、1 2 7 ページに新旧対照表をつけております。

1 2 7 ページ、新旧対照表をご覧ください。

左が改正案、右が現行条例となっております。

下線部分が、一部改正によるものでございます。

126ページをお開きください。

附則として、この条例は平成26年10月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第66号

○議長（山根啓志君） 日程第17、議案第66号「広島県収入証紙購入基金条例を廃止する条例案について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第66号「広島県収入証紙購入基金条例を廃止する条例案について」でございます。

広島県収入証紙が廃止されることに伴いまして、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、会計管理者をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 久保岡会計管理者。

○会計管理者（久保岡ゆかり君） 議案第66号、広島県収入証紙購入基金条例を廃止する条例案について、御説明をいたします。

129ページをお開きください。

129ページに廃止条例文を、130ページに参考資料を添付しております。

130ページをお開きください。

130ページの参考資料により御説明をいたします。

条例廃止の理由といたしまして、平成25年広島県条例第7号、第13条により、広島県証紙条例が廃止されたことに伴いまして、廃止するものでございます。

広島県証紙条例において定められた経過措置といたしまして、市が取り扱う証紙は、平成26年10月31日までとなっております。

11月に入りましたら、残証紙の買戻を求めます。

広島県証紙から一般会計に繰り入れをしまして、基金の整理を行います。

12月31日をもって基金条例を廃止いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を伺います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） こちらの県の条例、証紙の条例の廃止が昨年11月1日ということで、一応、この130ページに市民への周知ということであります。

これは、江田島市が所有している、今、所有している残証紙を県の買い戻しするのが11月ということで、市民への周知の中で、これ広島県自身が買戻しをする証紙買戻しが平成31年の10月までというふうになってるかと思うんですが、そちらのその情報も市の広報紙等に記入して、説明されるのかどうかという点と、あとは今8月末現在での、市が所有する証紙の残高、それがわかれば教えてください。

○議長（山根啓志君） 久保岡会計管理者。

○会計管理者（久保岡ゆかり君） 一応広報には、平成31年10月31日まで買戻しますとは入れる必要はないと思いますので、11月に入りましたら買戻し請求をして、12月までにはお金が入ってくると見越して、12月で基金廃止をします。

残高はいつも53万円となっております。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） すいません、あのですね、今の平成31年10月31日というのは、要は恐らく一般市民でも、その県証紙を持ってる可能性がなきにしもあらずというところで、江田島市の持ってるものは、それはことしの11月に県に買い戻し請求をしますけれども、一般市民も持っている場合は、要は、県証紙廃止ですから、10月いっぱい、持ってらっしゃる方は31年ですかね、31年の10月31日までに、県のどこかに買い戻しというかですね、そういうふうなことができますよってというふうな広報の説明が必要なのかなと思ってですね、質問させてもらいました。

その点を考えて、ちょっともう1回検討していただければ、と思います。

○議長（山根啓志君） 久保岡会計管理者。

○会計管理者（久保岡ゆかり君） はい、わかりました。

広報誌の方でまた載せてみたいと思います。

失礼いたしました。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）

起立全員です。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

日程第 18 議案第 67 号

○議長（山根啓志君） 日程第 18、議案第 67 号「土地改良事業計画の変更について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。
直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。
田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 67 号「土地改良事業計画の計画の変更について」でございます。

平成 23 年 3 月 2 日に議決を得た「議案第 32 号 土地改良事業計画について」に関しまして、当該計画を変更するため、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。
よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 議案第 67 号、土地改良事業計画の変更についてを説明いたします。

内容につきましては、132 ページに位置図、133 ページに計画平面図、134 ページから 138 ページまでに、変更計画概要書を添付しております。

133 ページの計画平面図をお開き下さい。

この土地改良事業は、平成 23 年 3 月 2 日に計画についての議会議決を得て、平成 23 年度から事業実施されてきております。

今年度、事業完了予定でございます。

平成23年度に、測量実施設計を行い、平成24年から25年にかけて工事を行い、現在、換地処分の事務を行っております。

事業実施に当たり、計画事業費でおさまるよう、現地を精査し、岩が露出している区域や、傾斜が急な区域を除外し、現地に即応するよう、区画計上を再検討した結果、造成面積が減少したものでございます。

当初計画では、黒色の点線の範囲だったものが、変更計画では、赤色実線の範囲となりました。

緑色の射線部分が減となり、赤色の斜線部分が増となっております。

131ページにお戻りください。

こうした変更から表にありますように、所在地大柿町深江でございますけれども、地区名深江、事業費は、当初と変更なく、造成面積が12.0ヘクタールから8.1ヘクタールに減少となり、道路工が1.3キロメートルから1.4キロメートルに変更となりました。

なお、この8.1ヘクタールでございますけれども、3.9ヘクタール減少になりますけれども、その中の8.1ヘクタールの中の農地面積については、減少を最小限にとどめるよう計画した結果、当初、12ヘクタールのうちの7ヘクタールでありましたけれども、最終的には、8.1ヘクタールの6ヘクタールとなり、0.4ヘクタールの減少となっております。

農地面積を極力、最小限にとどめた設計を試みております。

事業比率費につきましては、造成工、準備工、法面工が減少した分、現地工事が進めまして、湧水^{ゆうすい}がありましたので、湧水^{ゆうすい}処理工とか、かんがい施設、安全施設などが増加して、事業費は変わっておりません。

以上で、議案第67号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） あの質問をさせてもらいますが、内容は変わっておるという中で、通常増減があって、金額も、今これが2億5,700万になっとるわけですが、これが通常変更ということになると、大概増えてくる思うんですが、どうしてぴったりになったのかその理由をお聞かせください。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 当初事業費を、超えることなく事業を完了しなくちゃいけないという大前提がございましたので、先ほど申しましたように、工事の追加したものはありますし、逆に減ったものもございます。

ここであげてる金額は、まだ換地処分の事業が今現在進行中でございます。

で、当初事業費の中に納まるよう、今進めているわけございまして、当然、ぴったり1円までぴったしというふうなところは、不可能と考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 私が心配しておるのは、先般も佐古農道でもありましたが、恐らく業者、この事業が幾らか増になって、それを抑えておるんじゃないかという、私はそういうふうに思います。

それで、後から、前回のように訴訟が、問題が起きるようなことは、これを教訓にして、これもやられておると思うんですが、そこらあたりをお聞かせください。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 前回の農道の件では、いろいろ議会にも御迷惑をおかけいたしました。

今回そのようなことがないようにですね、通常の工事を進める中で、工事打ち合わせ簿等をしっかりと交わしながら、請負業者との意思疎通を図りながら、やってきております。

いろんな工区分けで、年度も分けて工区を発注しておりますけども、大体、1工事当たり15回程度の工事打ち合わせ簿、内容によっては、それがどうかということもありますけども、一応工事を、工事打ち合わせ簿を交わしながら意思疎通を図ってまいっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） あの賃貸料、決まっとったよね、これ。

8ヘクタールで決めとるんじゃないかいね。

1平米何ぼというのは、土地の広さで割って、確か28円か38円じゃったと思うんで、掛けの40年で、これ同じなんですか。

土地は狭くなったんですが。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 当初、当初いいですか、いまもですけど、平米24円という設定で行とります。

確定測量が、今、終わってから換地処分の事務へ入ってますんで、その確定測量の面積によって、業者との賃貸料ということになります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） どっちにしても2億5,700万円のうちの、江田島市が15%じゃったかね、1億円ぐらいの工事費じゃなかったかと思うんじゃないけど、それが40年でちょうどつっぺになるような計算ではあったんじゃないが、ないようにはしとるんじゃないね。

ま、40年先には誰もおらんけど。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 議員おっしゃるようになりますね、40年先で償還いいですか、おさまるような形で進めております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） このオリーブ植える業者と、この造成工事やる業者、同じ平井興産じゃったね、確か。

違うんですか。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 施工業者は、確か違っと思ったと思います。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 先ほど、山本議員の方から、質問があったんですが、私は山本議員が心配するより反対のことをちょっと感じたんですけれども、面積がですね、12ヘクタールから4ヘクタールも落ちておるわけですね。

まず、先ほどもいろいろ水路工とか何とかいうことで、その分が増えたから、事業費が2億5,700万円のままでということの説明があったんですが、4ヘクタールも落ちてですね、私は逆に、2億5,700万円というのが数字が下がるのが普通じゃないかというふうに、単純に考えたんですが、どうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 酒永議員さんの前にちょっと、片平先生の質問、失礼いたしました。

請負業者、一部かぶっております。

で、酒永議員さんに対するお答えなんですけども、今の造成面積が減って、減額になる要素、これはですね、造成工事費、それと準備工、法面工、これまだ概算の金額でございますけども、直接工事費になりますけども、造成工で1,500万、で準備工で700万、法面工で150万の減額になっております。

増の要因といたしまして、湧水^{ゆうすい}、地下水の排水、出てくるところの処理が740万。それと、安全施設、ガードレールとか、いうものでございますけども、それが、460万ぐらいですね、で、排水路工、それが追加が460万円、それとかんがい施設、これが710万、これあくまでも概算でございますけども、そういった金額でプラスマイナスの0の工事費になっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） この資料のですね、137ページの7章のこの効用ですね、この生産効果の欄で、年総効果額とか年増加農業所得額とこの4,400万近くの金額があがってます。

これは、どういう意味なんですかね、オリーブで4,400万円あったり、今のこの土地改良でですね、増えるという意味、土地改良したために4,400万、別に増えるという意味ですか。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） オリーブが作付によってから、収穫が出てくるということでございまして、オリーブオイルと新漬けの予算、予算いきますか、金額があがっております。

面積が7ヘクタールから6.6ヘクタール減った分、いろんに計算しますと、そういったこの4,400万あたりの金額になるという想定でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 4番中下議員。

○4番（中下修司君） 4,400万ぐらいのオリーブの収益、ということですかね。いわゆる純益が4,400万ぐらいの、今の規模でですね。

そういうふうなんでしょうか、あれをオリーブをやったためにですね、年間4,400万ぐらいの収益が上がるという意味ですか。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） そういうことでございます。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

今回、この議案書見た時にですね、12ヘクタールから8.1ヘクタールということで、オリーブの島でちょっとオリーブで活性化していこうというですね、流れの中でどうしたものかと思いつつ、議案書を説明いただきましたら、最小限に植栽面積は7ヘクタールを6.6、最小限に抑えたということで、安堵しております。

当初、予定では7ヘクタールの植栽面積のうち、1社が5ヘクタール、その他2社が1ヘクタールずつというふうに理解しておりますけれども、今回0.64ヘクタール、減った分ですね、3社のその割合っていうんですか、面積はどのようになるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 当初の割合とほぼ同じような形で、生産組合の中でも話し合ってから、実際確定測量してから、地形によってから微妙にその面積の増減があります。

その辺は、当初の計画に沿った割合に近い形で3社の方に貸付、いうふうになっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（山根啓志君）　　以上で本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、3日目は明日、午後1時に開会いたしますので、御参集お願いいたします。

本日は御苦労さまでした。